

平成20年6月

滋賀県議会定例会議案

(その1)

目 次

		頁
議第95号	滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案.....	1
議第96号	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案.....	4
議第97号	滋賀県税条例の一部を改正する条例案.....	5
議第98号	滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案.....	23
議第99号	滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案.....	24
議第100号	滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案.....	45
議第101号	滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案.....	46
議第102号	滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	49
議第103号	滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	50
議第104号	滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	51
議第105号	滋賀会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	52
議第106号	滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	53
議第107号	滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	54
議第108号	滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	55
議第109号	滋賀県立近江米普及啓発施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	57
議第110号	滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	58
議第111号	滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	59
議第112号	滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案.....	60
議第113号	滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案.....	62
議第114号	滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案.....	64

議第115号	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	65
議第116号	しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	67
議第117号	滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	68
議第118号	滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	69
議第119号	滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	70
議第120号	滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	71
議第121号	滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例案	72
議第122号	滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	73
議第123号	滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	75
議第124号	滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	77
議第125号	滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	78
議第126号	滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	79
議第127号	滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	80
議第128号	滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	81
議第129号	滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	82
議第130号	滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	84
議第131号	滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	86
議第132号	滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	87
議第133号	滋賀県立比良山岳センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	88

議第134号	滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	89
議第135号	滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	90
議第136号	滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	91
議第137号	契約の締結につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター建設工事）	93
議第138号	契約の締結につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事）	94
議第139号	財産の取得につき議決を求めることについて	95
議第140号	大津市の中核市の指定に係る申出に同意することにつき議決を求めることについて	96
議第141号	滋賀県産業振興新指針の改定につき議決を求めることについて	97
議第142号	専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県税条例の一部を改正する条例）	98

議第95号

議第95号
滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(69)の項中「」および」の右に「滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例（平成19年滋賀県条例第53号。以下この項において「改正条例」という。）ならびに」を加え、同項アを次のように改める。

- | | |
|---|--|
| <p>ア 次に掲げる事務（指定工場（水質に係る物質を排出するものに限る。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）</p> <p>(ア) 条例第10条第1項の規定による設置の許可</p> <p>(イ) 条例第14条第1項の規定による届出の受理</p> <p>(ウ) 条例第15条第1項の規定による構造等の変更の許可</p> <p>(エ) 条例第16条の規定による届出の受理</p> <p>(オ) 条例第17条第3項の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>(カ) 条例第18条の規定による改善および停止の命令</p> <p>(キ) 条例第19条の規定による設置の許可の取消し</p> <p>(ク) 条例第20条の規定による操業の停止の命令</p> | |
|---|--|

別表(69)の項イからクまでを削り、同項ケ中「第21条」を「第21条第1項」に改め、同項中ケをイとし、イの次に次のように加える。

- | | |
|---|--|
| <p>ウ 条例第21条第2項の規定による有害物質使用特定施設の設置の届出の受理</p> | |
|---|--|

別表(69)の項コ中「第22条」の右に「および第23条」を加え、同項中コをエとし、サを削り、シをオとし、同項ス中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同項中スをカとし、セをキとし、ソをクとし、同項タ中「の規定」を「、第29条の2第1項および第29条の3第1項の規定」に改め、同項中タをケとし、ケの次に次のように加える。

- | | |
|--|--|
| <p>コ 条例第29条の5の規定による調査の結果の報告の受理</p> <p>サ 条例第29条の6第1項の規定による通報の受理</p> <p>シ 条例第29条の6第2項の規定による応急の措置の命令</p> <p>ス 条例第29条の7第1項および第2項の規定による措置の命令</p> <p>セ 条例第29条の8の規定による報告および調査の要請</p> <p>ソ 条例第29条の9第1項および第2項の規定による地下水浄</p> | |
|--|--|

化計画の作成の要求

タ 条例第29条の9第4項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による提出の受理

別表(69)の項チからニまでを次のように改める。

- チ 条例第29条の9第5項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による変更の勧告
- ツ 条例第29条の9第6項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による進捗状況の報告の受理
- テ 条例第29条の10第1項から第3項までの規定による勧告
- ト 条例第29条の11の規定による公表および意見を述べる機会の付与
- ナ 次に掲げる事務（ばい煙発生施設（工場に設置されるものを除く。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）
 - ㍑ 条例第30条の規定による設置の届出の受理
 - ㍒ 条例第31条の規定による届出の受理
 - ㍓ 条例第32条の規定による構造等の変更の届出の受理
 - ㍔ 条例第33条の規定による計画の変更および廃止の命令
 - ㍕ 条例第34条第2項の規定による期間の短縮の措置
 - ㍖ 条例第36条第1項の規定による改善および一時停止の命令
 - ㍗ 条例第37条の2第2項の規定による通報の受理
 - ㍘ 条例第37条の2第3項の規定による必要な措置の命令
- ニ 条例第49条第1項の規定による調査の結果の報告の受理

別表(69)の項ノ中「ネ」を「リ」に改め、同項中ノをルとし、同項ネ中「およびばい煙発生施設」を「および有害物質保管移送施設、ばい煙発生施設ならびに指定有害物質使用地」に改め、同項中ネをラとし、ラの次に次のように加える。

リ 改正条例付則第2項および第3項の規定による届出の受理

別表(69)の項中ヌをヨとし、ニの次に次のように加える。

- ヌ 条例第49条第1項ただし書の規定による確認
- ネ 条例第49条第2項の規定による通知
- ノ 条例第49条第3項の規定による報告および是正の命令
- ハ 条例第50条第1項の規定による調査の結果の報告の受理
- ヒ 条例第50条第1項ただし書の規定による確認
- フ 条例第50条第2項第1号の規定による調査の認定
- ヘ 条例第50条第3項の規定による届出の受理
- ホ 条例第50条第4項の規定による確認および結果の通知
- マ 条例第50条の2第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理
- ミ 条例第50条の2第2項の規定による通知および計画の変更の勧告
- ム 条例第50条の4第1項の規定による指定有害物質使用地台帳の調製および保管
- メ 条例第50条の4第3項の規定による指定有害物質使用地台帳の閲覧の請求の受理
- モ 条例第50条の5第1項および第2項の規定による土壤汚染改善管理計画の作成の要求
- ヤ 条例第50条の6第1項および第2項の規定による勧告
- ユ 条例第50条の7の規定による公表および意見を述べる機会

の付与

付 則

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表(69)の項に規定する事務に係る条例もしくは規則（以下「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては大津市の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における条例等の適用については、大津市の長がした処分その他の行為または大津市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議第96号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

(滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第97号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「420円」を「440円」に改める。

第17条第1項第7号中「第37条の11第1項」を「第37条の12の2第2項」に改め、同条第3項中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等」に改める。

第17条の2の2を第17条の3とする。

第19条中「、寄附金控除額」を削る。

第21条第1号アの表中「第7条の15の11」を「第7条の15の8」に改める。

第21条の3中「前3条」を「第20条から前条まで」に改め、同条を第21条の4とする。

第21条の2中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第21条の3とし、第21条の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除）

第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金または日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で施行令第7条の17に定めるもの
- 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。
- (1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

- (2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）および同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90
- (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときまたは当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額または課税退職所得金額を有するとき 次のアまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める割合（アおよびイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該アまたはイに定める割合のうちいずれか低い割合）
- ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額につ

いて、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に
掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第27条第1項第5号中「第21条の3」を「第21条の4」に、「第314条の8第3項」を「第314条の9第3項」に改める。

第29条第1項第1号エ中「ウ」を「エ」とし、同号中エをオとし、同号ウ中「および」を「からウまで」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号および第35条第1項第2号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

第35条第1項第2号および第3号を次のように改める。

(2) 公益社団法人および公益財団法人ならびに一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）

(3) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体

第36条の18第3項中「第37条の11の4第3項」を「第37条の11の4第2項」に改める。

第37条第1項第1号イ中「投資法人および」を「投資法人、」に、「ならびに」を「ならびに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）ならびに」に改める。

第39条第11項中「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改める。

第39条の2第9項中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条第1項もしくは第18条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付け」に改める。

第39条の17第1項中「民法第34条の公益法人」を「公益社団法人または公益財団法人（以下この条において「公益法人」という。）」に改める。

第39条の19第1項第3号中「同項の規定による認可を受けた場合」を「同条第7項に規定する認可地縁団体に、「認可を受けた地縁による団体」を「認可地縁団体に改め、同項第5号中「、更生保護法人または民法第34条の公益法人」を「もしくは更生保護法人（以下この号において「宗教法人等」という。）」に改め、「を設立しようとする者」の右に「または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定（以下この号において「公益認定」という。）を受けようとする一般社団法人もしくは一般財団法人（当該一般社団法人または一般財団法人を設立した日から公益認定を受けた日の前日までの期間が2年に満たない場合の当該設立をした日前においては、当該一般社団法人または一般財団法人を設立しようとする者）（以下この号においてこれらを「設立しようとする者等」という。）」を加え、「法人の設立後」を「宗教法人等の設立後または公益認定を受けた後」に、「第4号の8」を「第4

号の4まで、第4号の7から第4号の9」に、「当該法人が」を「当該宗教法人等または公益社団法人もしくは公益財団法人が」に、「法人の設立の登記をした」を「宗教法人等の設立の登記をし、または公益認定を受けた」に、「当該設立しようとする者」を「当該設立しようとする者等」に改める。

第40条の2第2項中「民法」の右に「(明治29年法律第89号)」を加える。

第41条の2中「財団法人日本体育協会」の右に「(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第60条第1項第5号中「財団法人滋賀県交通安全協会」の右に「(昭和47年7月1日に財団法人滋賀県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同項第6号中「社団法人全国保健センター連合会」の右に「(昭和39年1月30日に社団法人母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第142条の3第1項中「に掲げる」を「または第4号に掲げる」に改める。

付則第4条の2第1項第2号中「第21条の2」を「第21条の3」に、「および付則第5条の4第1項」を「付則第5条の4第1項および付則第5条の5」に改め、同項第3号中「法第314条の6、法第314条の7、法附則第5条第3項および法附則第5条の4第6項」を「第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の5第2項」に改め、同条第2項中「第21条の3」を「第21条の4」に、「前3条」を「前条まで」に、「付則第4条の2第1項」を「付則第4条の2の2第1項」に改め、同条を付則第4条の2の2とし、付則第4条の次に次の1条を加える。

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与または遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3第1項に定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

付則第5条第2項中「第21条の3」の右に「および第21条の4」を加え、「同条」を「第21条の3」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、第21条の4中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第5条第1項」とする」に改める。

付則第5条の2を削り、付則第5条の2の2を付則第5条の2とする。

付則第5条の3を次のように改める。

第5条の3 削除

付則第5条の4第1項第2号イ中「租税特別措置法」の右に「第8条の4第1項(所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」

という。) 附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。) 、」を加え、「同法第37条の11第1項」を「平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項」に改め、同号ウ中「第10条の7」を「第10条の6」に改め、同条第2項中「第21条の3」の右に「および第21条の4」を加え、「同条」を「第21条の3」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、第21条の4中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第5条の4第1項」とする」に改め、同条第3項中「総務省令で」を「施行規則附則第2条の6に」に改め、同条第6項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第21条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の5第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号および第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

- (1) 第20条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第21条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第20条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第21条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について付則第12条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について付則第14条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について付則第11条の5第1項、付則第13条第1項、付則第14条の2第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

付則第6条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「が含まれている」を「または免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第21条の2まで、付

則第5条第1項および前条第1項の規定にかかわらず」を「第21条の3まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「第21条の2」を「第21条の3」に、「および前条第1項」を「、付則第5条の4第1項および前条」に改め、同条第3項中「第21条の3」を「第21条の4」に、「付則第4条の2第1項の」を「付則第4条の2の2第1項の」に、「前3条」を「前条まで」に、「付則第4条の2第1項第2号」を「付則第4条の2の2第1項第2号」に、「付則第5条の4第1項」を「付則第5条の5」に改め、同条第4項中「付則第4条の2第1項」を「付則第4条の2の2第1項」に、「法附則第5条の4第6項」を「附則第5条の5第2項」に、「法附則第6条第5項」を「附則第6条第5項」に改める。

付則第8条第1項中「、水産業協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、森林組合連合会または民法第34条の社団法人で農業の振興を目的とするもの（社員の全部が地方公共団体、農業協同組合または農業協同組合連合会であるものに限る。）が保管、生産または加工の用に供する家屋」を「農林漁業経営の近代化または合理化のための農林漁業者の共同利用に供する施設で施行令附則第7条第1項に定めるもの」に、「当該家屋」を「当該施設」に改め、同条第24項中「附則第7条第30項」を「附則第7条第29項」に改め、同条第25項中「政令で」を「施行令附則第7条第30項に」に改め、同条第26項中「（政令で）」を「（施行令附則第7条第31項に）」に、「で政令で」を「で施行令附則第7条第32項に」に改め、同条第27項中「総務省令で」を「施行規則附則第3条の2の25に」に改め、同条第28項中「民法第34条の法人」を「公益社団法人または公益財団法人」に改め、同条に次の1項を加える。

30 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第34項に定めるものの用に供する不動産で同項に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

付則第10条の3第3項中「政令で」を「施行令附則第10条の2に」に、「値で総務省令で」を「値で施行規則附則第5条の2第1項に」に、「もので総務省令で」を「もので施行規則附則第5条の2第2項に」に改め、同条第4項第2号ア中「総務省令で定めるもの（）」を「施行規則附則第5条の2第4項に定めるもの（）」に、「もので総務省令で」を「もので施行規則附則第5条の2第5項に」に改め、同号イ中「総務省令で定めるもの（）」を「施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの（）」に、「もので総務省令で」を「もので施行規則附則第5条の2第7項に」に改め、同項第3号中「総務省令で」を「施行規則附則第5条の2第8項に」に改め、同条第5項中「総務省令で」を「施行規則附則第5条の2第9項に」に改め、同条第6項中「附則第5条の2第7項」を「附則第5条の2第10項」に改める。

付則第11条第9項第1号中「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第12条の2の2第5項に定めるものに」に、「もので総務省令で」を「もので施行規則附則第12条の2の2第6項に」

に改め、同項第2号中「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第12条の2の2第7項に定めるものに」に、「もので総務省令で」を「もので施行規則附則第12条の2の2第8項に」に改め、同項第3号中「軽油自動車で総務省令で」を「軽油自動車で施行規則附則第12条の2の2第9項に」に、「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第12条の2の2第10項に定めるものに」に改める。

付則第11条の4の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の5 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項および次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第18条第1項および第2項ならびに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第18条および第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第11条の5第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第11条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項後段および第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第11条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るものおよび付則第11条の5第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第

1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第11条の5第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第11条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第11条の5第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

付則第12条第3項第3号中「第21条の3」を「第21条の4」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の5」に、「これらの規定」を「第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4」に改め、「の所得割の額」との右に「、第21条の2第1項後段および第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」とを、「合計額」との右に「、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同項第4号中「付則第4条の2第1項」を「付則第4条の2の2第1項」に改める。

付則第13条第3項第3号中「第21条の3」を「第21条の4」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の5」に、「これらの規定」を「第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4」に改め、「の所得割の額」との右に「、第21条の2第1項後段および第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」とを、「合計額」との右に「、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同項第4号中「付則第4条の2第1項」を「付則第4条の2の2第1項」に改める。

付則第14条第4項第3号中「第21条の3」を「第21条の4」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の5」に、「これらの規定」を「第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4」に改め、「の所得割の額」との右に「、第21条の2第1項後段および第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税

の所得割の額」とを、「合計額」との右に「、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同項第4号中「付則第4条の2第1項」を「付則第4条の2の2第1項」に改める。

付則第14条の2第1項中「および付則第14条の2の3第1項」を削り、同条第4項第3号中「第21条の3」を「第21条の4」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の5」に、「これらの規定」を「第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4」に改め、「の所得割の額」との右に「、第21条の2第1項後段および第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」とを、「合計額」との右に「、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同項第4号中「付則第4条の2第1項」を「付則第4条の2の2第1項」に改める。

付則第14条の2の2第1項中「および次条第1項」を削り、同条第2項中「特定管理口座」を「特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（付則第14条の2の4第1項において「振替口座簿」という。）に記載もしくは記録がされ、または特定管理口座」に改め、「、次条第1項」を削り、同条第4項を削る。

付則第14条の2の3を次のように改める。

第14条の2の3 削除

付則第14条の2の4第1項中「同条第1項に規定する」を削り、「されている」の右に「同条第2項に規定する」を加え、同条第2項中「信用取引（金融商品取引法第156条の24第1項に規定する信用取引をいう。）または発行日取引（所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて施行規則附則第15条の3に規定するものをいう。）」を「租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等」に、「租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号」を「同条第3項第3号」に改め、「基づき」の右に「同条第2項に規定する」を加え、同条第3項を削る。

付則第14条の2の5の見出し中「譲渡損失の」の右に「損益通算および」を加え、同条第3項および第4項を削り、同条第2項中「のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。）」を削り、「附則第18条の5第2項」を「附則第18条の5第5項」に、「附則第18条の5第3項」を「附則第18条の5第6項」に、「金額を」を「金額（第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）を」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項中「附則第35条の2の6第4項」を「附則第35条の2の6第8項」に、「附則第18条の5第1項」を「附則第18条の5第4項」に、「を限度として」を「および付則第11条の5第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として」に、「の計算上」

を「および上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

県民税の所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、付則第14条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の付則第11条の5第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

- 2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の5第1項に定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として施行令附則第18条の5第2項に定めるところにより計算した金額をいう。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における付則第11条の5の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（付則第14条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。

付則第14条の2の5に次の1項を加える。

- 6 第4項の規定の適用がある場合における付則第11条の5第1項および第2項ならびに付則第14条の2第1項から第3項までの規定の適用については、付則第11条の5第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（付則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、付則第14条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（付則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

付則第14条の2の5を付則第14条の2の6とし、付則第14条の2の4の次に次の1条を加える。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算および特別徴収等の特例）

- 第14条の2の5 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、施行令附則第18条の4の2第1項に定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これら

の金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第36条の12第1項に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、同条第2項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第17条第1項第6号、第36条の12第1項および第36条の13の規定の適用については、第17条第1項第6号および第36条の12第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第36条の13中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日（施行令附則第18条の4の2第2項において準用する施行令附則第9条の20第1項に定める場合にあつては、同項に定める日）」とする。

3 前項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、施行令附則第18条の4の2第4項に定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第36条の9の規定を適用して計算した金額とする。

(1) その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る前条第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として施行令附則第18条の4の2第6項に定める金額

(2) その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された第17条第1項第7号に規定する差金決済に係る前条第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額および雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として施行令附則第18条の4の2第7項に定める金額

4 前項の場合において、当該県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第36条の12第2項の規定により既に徴収した県民税の配当割の額が前項の規定を適用して計算した県民税の配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を還付しなければならない。

付則第14条の3の2を削る。

付則第14条の4第2項第3号中「第21条の3」を「第21条の4」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の5」に、「これらの規定」を「第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4」に改め、「の所得割の額」との右に「、第21条の2第1項後段および第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条

の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」とを、「合計額」との右に「、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同項第4号中「付則第4条の2第1項」を「付則第4条の2の2第1項」に改め、同条第3項を削る。

付則第14条の5第2項第2号中「第21条の3」を「第21条の4」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の5」に、「これらの規定」を「第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4」に改め、「の所得割の額」との右に「、第21条の2第1項後段および第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」とを、「合計額」との右に「、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同項第3号中「付則第4条の2第1項」を「付則第4条の2の2第1項」に改め、同条第3項中「（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）」および「（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.2）」を削り、同条第5項第2号中「第21条の3」を「第21条の4」に、「および付則第5条の4第1項」を「、付則第5条の4第1項および付則第5条の5」に、「これらの規定」を「第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4」に改め、「の所得割の額」との右に「、第21条の2第1項後段および第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加え、「同項各号」を「、同項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号」に改め、「合計額」との右に「、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同項第3号中「付則第4条の2第1項」を「付則第4条の2の2第1項」に改め、同条第6項中「第21条の3」を「第21条の4」に改める。

付則第18条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（法人の事業税の税率の特例）」を付し、同条の次に次の2条を加える。

第19条 当分の間、平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税および同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税および残余財産の一部の分配または引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第38条の3および前条の規定の適用については、第38条の3第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」

と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前条中「第38条の3第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第38条の3第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第20条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人または一般財団法人であつて整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」または「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人または公益財団法人とみなして、第17条第2項および第35条第1項の規定を適用する。

2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人または一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人または認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人または公益財団法人とみなして、第37条第1項の規定を適用する。

3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第40条第1項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第39条の17および付則第8条第28項の規定を適用する。

4 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人または一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人または認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第17条第3項および第29条第1項の規定を適用する。

5 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第17条第3項および第29条第1項の規定を適用する。

6 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人または一般財団法人であつて整備法

第106条第1項の登記をしていないものまたは認可取消社団法人もしくは認可取消財団法人については、一般社団法人または一般財団法人とみなして、第29条第1項および第37条第1項の規定を適用する。

- 7 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるものおよび整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第29条第1項および第37条第1項の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第39条の2第9項の改正規定ならびに付則第18条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定および同条の次に2条を加える改正規定（付則第19条に係る部分に限る。）
平成20年10月1日
- (2) 第17条第3項、第29条第1項第1号、第35条第1項、第37条第1項第1号イ、第39条の17第1項、第39条の19第1項、第40条の2第2項、第41条の2および第60条第1項の改正規定ならびに付則第8条第28項の改正規定、同条に1項を加える改正規定および付則第18条の次に2条を加える改正規定（付則第20条に係る部分に限る。）ならびに付則第22項から第24項までの規定 平成20年12月1日
- (3) 第17条第1項第7号および第36条の18第3項の改正規定ならびに付則第5条の3の改正規定、付則第14条の3の2を削る改正規定および付則第14条の5第3項の改正規定ならびに付則第2項から第4項まで、第20項および第21項の規定 平成21年1月1日
- (4) 第11条第2項、第19条、第21条第1号アの表および第21条の3の改正規定、同条を第21条の4とする改正規定、第21条の2の改正規定、同条を第21条の3とし、第21条の次に1条を加える改正規定ならびに第27条第1項第5号の改正規定ならびに付則第4条の2の改正規定、同条を付則第4条の2の2とし、付則第4条の次に1条を加える改正規定、付則第5条第2項および第5条の4第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、付則第6条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「が含まれている」を「または免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第3項および第4項、付則第12条第3項、第13条第3項、第14条第4項ならびに第14条の2第4項の改正規定、付則第14条の2の2第2項の改正規定（「、次条第1項」を削る部分を除く。）、付則第14条の2の4第1項の改正規定（「同条第1項に規定する」を削る部分に限る。）ならびに付則第14条の4第2項ならびに第14条の5第2項、第5項および第6項の改正規定ならびに付則第5項から第7項までの規定 平成21年4月1日
- (5) 付則第6条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「が

含まれている」を「または免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、付則第11条の4の次に1条を加える改正規定、付則第14条の2の5の改正規定および同条を付則第14条の2の6とし、付則第14条の2の4の次に1条を加える改正規定ならびに付則第8項から第15項までの規定 平成22年1月1日

(6) 付則第5条の4第1項第2号、第14条の2第1項および第14条の2の2第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「、次条第1項」を削る部分に限る。）、付則第14条の2の3の改正規定、付則第14条の2の4第1項の改正規定（「同条第1項に規定する」を削る部分を除く。）ならびに同条第2項の改正規定ならびに付則第16項から第19項までの規定 平成22年4月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 平成21年1月1日前に支払を受けるべき改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）付則第5条の3に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 3 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第23条第1項第15号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第9項または第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）第36条の9の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。
- 4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる新条例第36条の18第2項に規定する対象譲渡等に係る新条例第36条の16および第36条の18第3項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。
- 5 新条例第21条の2および付則第5条の5の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第21条の2第1項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 6 新条例付則第4条の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項または第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。
- 7 平成21年4月1日から同年12月31日までににおける新条例付則第5条の5の規定の適用については、同条中「付則第11条の5第1項、付則第12条第1項」とあるのは「付則第12条第1項」と、同条第5号中「付則第11条の5第1項、付則第13条第1項」とあるのは「付則第13条第1項」とする。
- 8 新条例付則第6条第1項および第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例付則第6条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 9 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例付則第11条の5第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当

該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
ア 12,000円

イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

10 前項の規定の適用がある場合における新条例付則第11条の5第3項の規定の適用については、同項第1号中「付則第11条の5第1項」とあるのは、「付則第11条の5第1項（滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）付則第9項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。

11 新条例付則第14条の2の6第1項または第4項の規定の適用がある場合における第9項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例付則第14条の2の6第3項または第6項の規定により読み替えられた新条例付則第11条の5第1項前段の規定により」とする。

12 新条例付則第14条の2の5の規定は、平成22年1月1日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

13 新条例付則第14条の2の5第2項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して平成22年1月1日から同年12月31日までの期間内に交付をする源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。）につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、同条第3項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その年中に交付をした地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第17項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として政令で定める金額を源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして新条例第36条の9の規定を適用して計算した金額とする。

(1) その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る新条例付則第14条の2の4第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

(2) その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された新条例第17条第1項第7号に規定する差金決済に係る新条例付則第14条の2の4第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額および雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

14 新条例付則第14条の2の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係る旧条例付則第14条の2の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

15 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例付則第14条の2の6第6項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「ならびに付則第14条の2の3第1項および第2項の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、付則第14条の2の3第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（付則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

16 県民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った旧条例付則第14条の2の3第1項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

17 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に新条例付則第14条の2の6第2項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例付則第14条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得および雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例付則第14条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

(1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第23項の規定により読み替えて適用される新法附則第35条の2第5項の規定により読み替えて適用される新法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 6万円

イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

- 18 新条例付則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例付則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第1項前段」とあるのは「新条例付則第14条の2第1項前段」とする。
- 19 新条例付則第14条の3第3項の規定の適用がある場合における第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例付則第14条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第1項前段」とあるのは「新条例付則第14条の2第1項前段」とする。
- 20 新条例付則第14条の5第3項の規定は、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例付則第14条の5第3項に規定する県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。
- 21 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例付則第14条の5第3項に規定する県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の2」とあるのは「100分の1.2」とする。

（法人の県民税に関する経過措置）

- 22 地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第25条第1項第2号に規定する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。）第34条の法人（収益事業を行わないものに限る。）に対して課する平成20年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 23 平成20年12月1日前に開始した事業年度に係る旧法第72条の5第1項第2号に掲げる旧民法第34条の規定により設立した法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 24 平成20年12月1日前の旧民法第34条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

議第98号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第6条の5第5項」を「第6条の3第5項」に改める。

第4条中「平成16年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「9億円」を「10億円」に改める。

第5条中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

付則第4項中「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に改め、付則第5項を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第7号の改正規定は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条および第5条ならびに付則第4項の規定は、平成20年4月1日以後に新設され、または増設された工業生産設備に係る県税について適用し、同日前に新設され、または増設された工業生産設備に係る県税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の付則第5項の規定は、平成20年4月1日前に新設され、または増設された工業生産設備に係る県税については、なおその効力を有する。

議第99号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「379,200円」を「390,000円」に改め、同項第4号中「810円」を「850円」に改め、同項第10号から第12号までの規定中「470円」を「490円」に改め、同項第14号および第15号中「420円」を「440円」に改め、同項第23号中「3,200円」を「3,400円」に、「320円」を「340円」に改め、同項第24号中「6,400円」を「6,700円」に、「5,900円」を「5,800円」に、「3,800円」を「3,600円」に改め、同項第25号中「7,700円」を「8,000円」に、「3,700円」を「3,900円」に改め、同項第25号の2中「470円」を「490円」に改め、同項第30号中「1,700円」を「1,720円」に改め、同項第36号中「2,130円」を「2,020円」に、「4,270円」を「4,150円」に改め、同項第37号中「470円」を「490円」に改め、同項第41号中「1,080円」を「1,130円」に改め、同項第42号および第43号中「540円」を「570円」に改め、同条第2項第5号中「470円」を「490円」に改め、同項第6号中「5,300円」を「5,600円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「3,400円」を「3,600円」に改め、同項第7号中「6,800円」を「6,500円」に、「7,000円」を「7,400円」に、「3,200円」を「3,000円」に改め、同項第8号中「120,000円」を「130,000円」に、

「温泉法第6条第1項または第7条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料

1件につき 7,500円

温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘または動力の装置の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 110,000円

温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項または第7条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘または動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料

1件につき 7,500円

「温泉法第6条第1項または第7条第1項（同法第11条第2項または第3項において準

用する場合を含む。)の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料

1件につき 7,500円

温泉法第7条の2第1項(同法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく施設等の変更の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 24,000円

温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 120,000円

温泉法第11条第1項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 110,000円

温泉法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 36,000円

温泉法第14条の3第1項または第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料

1件につき 7,500円

温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査の手数料

1件につき 7,500円

温泉法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 24,000円

改め、同項第13号中「3,800円」を「4,000円」に、「2,300円」を「2,400円」に、「2,700円」を「2,800円」に、「2,400円」を「2,500円」に改め、同項第16号中「39,000円」を「40,000円」に改め、同項第21号中「4,900円」を「5,100円」に、「3,900円」を「4,000円」に改め、同項第23号中「19,000円」を「18,000円」に、「37,000円」を「35,000円」に、「3,800円」を「3,900円」に、「7,500円」を「7,700円」に改め、同項第25号を次のように改める。

(25) 削除

第2条第2項第28号中「15,000円」を「14,000円」に改め、同項第29号中「470円」を「490円」に、「5,900円」を「6,200円」に、「7,400円」を「7,800円」に、「3,200円」を「3,400円」に、「3,600円」を「3,800円」に改め、同項第30号中「770円」を「760円」に、「720円」を「730円」に改め、同項第31号中「2,780円」を「2,690円」に、「3,200円」を「3,400円」に、「320円」を「340円」に改め、同項第32号中「7,900円」を「8,300円」に、「52,000円」を「55,000円」に、「33,000円」を「35,000円」に改め、同項第38号中「4,000円」を「3,900円」に、「3,600円」を「3,500円」に改め、同項第42号中「21,000円」を「20,000円」

に、「14,000円」を「13,000円」に、「16,000円」を「15,000円」に改め、同項第44号中「400円」を「420円」に、「200円」を「210円」に改め、同項第47号中「11,500円」を「11,300円」に改め、同項第50号中「41,000円」を「39,000円」に改め、同項第53号中「7,800円」を「8,000円」に、「8,100円」を「8,000円」に改め、同項第54号中「5,300円」を「5,600円」に、「5,800円」を「6,100円」に、「3,000円」を「3,200円」に、「3,400円」を「3,600円」に改め、同項第61号中「5,900円」を「5,600円」に、「9,900円」を「9,400円」に、「2,900円」を「3,000円」に、「3,700円」を「3,500円」に改め、同項第63号中「7,900円」を「8,300円」に改め、同項第71号の2中「1,000円」を「1,050円」に、「9,700円」を「9,900円」に改め、同項第73号中「650円」を「640円」に、「410円」を「390円」に改め、同項第73号の2中「28,000円」を「27,000円」に、「17,000円」を「16,000円」に改め、同項第74号中「4円」を「5円」に、「5,600円」を「5,700円」に改め、同項第79号の2中「4,000円」を「3,900円」に改め、同項第80号中「33,000円」を「31,000円」に、「26,000円」を「25,000円」に改める。

付則第3項を次のように改める。

平成20年9月30日までの間に限り、温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査の手数料として、1件につき7,500円を徴収する。

付則第4項を削る。

別表第2第3項第1号中「920円」を「970円」に改め、同項第2号中「1,740円」を「1,830円」に改め、同項第3号中「470円」を「490円」に改める。

別表第3中「1,640」を「1,720」に、「3,080」を「3,230」に、

「特に複雑なもの」

「同 6,040」を「特に複雑なもの 同 6,340」に、

「2,070」を「2,170」に、「4,170」を「4,380」に、

「6,040」を「6,040」

「6,330」に、「16,400」を「17,200」に、「9,780」を「10,300」に、「4,250」を「4,330」

「4,460」に、「470」を「490」に改める。

「6,040 円」 「6,340 円」

別表第4中

6,040
16,400
9,780
3,080
1,420

を

6,340
16,900
10,300
3,230
1,350

に、

4,090
6,440
4,170

を

3,890
6,140
3,960

に、

化学検査	
トリクロロエチレン等検査	

同	2,730
同	12,000

を

トリクロロエチレン等検査	
--------------	--

同	11,400
---	--------

に、

12,000
2,000
3,080
6,040
55,900
9,780
4,170
4,170
4,170

を

11,400
2,080
3,230
6,080
54,800
10,300
4,070
4,070
4,070

に、

用水			同	4,170
排水 放流水	し尿浄化槽放流水		同	4,060
	下水し尿処理施設放流水		同	6,040
放射能検査	雨水、飲料水		同	3,080
	食品		同	3,080

議第99号 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

空 気 環 境	騒 音		同	2,070	を
	照度温度条件		同	2,070	
	粉じん濃度測定		同	2,070	
	粉じんの化学的試験		1成分	2,070	
	ガスの定量試験		同	3,080	
	悪臭物質の定量試験		同	16,400	
	降下ばいじん量		1件	8,010	
煙 道	ば い じ ん		同	36,400	に、
排 ガ ス	硫 黄 酸 化 物		同	23,100	

放射能検査	雨水、飲料水		同	3,230	に、
	食 品		同	3,230	

3,080
6,040
9,780
29,500
2,730
4,170
2,070
9,310
2,270

3,000
6,080
9,530
30,800
2,590
3,960
1,970
9,060
2,250

9,430
3,400
4,710
4,170
9,780
5,360
1,640
3,080
6,040
2,070
4,170
6,040
3,080
1,420

を

に、

を

1,420
1,530

1,490
1,610

4,170
29,500
1,420
2,070
4,180
29,500
4,710

9,180
3,570
4,950
4,100
9,540
5,170
1,720
3,230
6,340
2,170
4,380
6,340
2,870
1,470
4,180
31,000
1,470
2,130
3,970

に、「470」を「490」に改める。

28,000
4,480

別表第5第1項の表の部分を次のように改める。

区 分		単 位	金 額	
電気・電子試験	電気特性の測定	1 項目 1 測定	1,960 ^円	
	耐電圧試験	1 試験	2,050	
	温度測定（接触式）	1 測定	2,050	
材料試験	強度試験	1 試験科目 1 項目	最低 860 最高 2,200	
	疲労試験	1 時間 1時間増すごとに	2,280 910	
	硬さ試験	1 試験科目 1 項目	1,080	
	金属組織試験	顕微鏡写真撮影 マクロ腐食試験写真 撮影	1 視野 焼増し1枚につき	3,070 450
		試料調整	1 試料	1,800
	電子顕微鏡試験	電子顕微鏡写真撮影 （2次電子像）	1 視野 1視野増すごとに	8,920 1,840
精密測定	長さ測定（精度1マイクロメートルを要するもの）	1 測定	2,980	
	形状測定	同	最低 1,710 最高 2,380	
	特殊測定	ねじ	1 項目 1 測定	1,600
		三次元座標	1 試験科目 1 測定	3,210
			1測定増すごとに	1,200
環境試験	振動試験	1 試験条件 1 時間 1時間増すごとに	3,440 2,300	
		同	2,380 750	
	冷熱衝撃試験	同	2,440 780	
	恒温恒湿試験	同	2,440 780	
化学分析	定性分析	1 成分 1成分増すごとに	1,870 920	
		全成分	5,280	
	工業標準化法（昭和24年法律第185号） 第57条第1項の規定	1 成分	5,460	

	定量分析	に基づき登録を受けた試験方法による分析		
		その他の分析	同	2,710
食品保存性試験	恒温恒湿試験		24時間(10試料まで)	3,500
			24時間増すごとに	2,420
微生物試験	顕微鏡写真撮影		1視野焼増し1枚につき	2,640 450
	菌数測定		1試料	3,620
アミノ酸分析			同	13,000
粘度測定			同	2,650
pH測定			同	1,070
デザイン指導			1時間	4,120
成績書の複本または証明書	和文		1通	490
	英文		同	610
成績書の英文作成			同	2,050

別表第5第1項中注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 県外居住者の手数料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

別表第5第2項中

化学分析	定性分析	全成分
	定量分析	1成分
耐火度試験		1試料

5,030 ^円
4,150
13,000

を

化学分析	定性分析	全成分
	定量分析	1成分
	Pd、Cdの溶出試験	同

5,280 ^円
4,360
3,390

に、「3,670」を「3,750」に、

最低	1,300
最高	3,540

を

最低	1,370
最高	3,630

に、「2,070」を「2,170」に、

1,960
1,960
11,000
5,800

を

2,050
2,000
11,200
5,900

に、「4,620」を「4,720」に、

19,600
1,300

を

19,800
1,350

に、「1,020」を「1,070」に、「2,260」を「2,330」に、

5,800
5,800
2,660
5,800
2,770
3,540

を

5,900
5,900
2,790
5,920
2,840
3,640

に、「6,410」を「6,710」に、

「6,000」を「6,240」に、「470」を「490」に、「590」を「610」に、「1,950」を「2,050」に改め、同項中注を注2とし、注1として次のように加える。

1 県外居住者の手数料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

別表第6を次のように改める。

別表第6

東北部工業技術センター試験等手数料

区	分	単	位	金	額
分析試験	定性分析	1	成	分	1,940 円
	定量分析(繊維・有機成分)		同		3,040

	定量分析 (金属・無機成分)	同	2,700	
材料試験	糸物性試験	1 件	1,130	
	布物性試験	同	1,130	
	繊維鑑定	1 成分	1,260	
	繊維混用率試験	同	1,410	
	織物分解設計	1 件	最低 1,790 最高 5,720	
	顕微鏡写真撮影	1 試料	4,020	
	プラスチック強度試験	1 試料 1 項目	1,710	
	硬さ試験	同	1,080	
	硬さ分布 試験	ロックウェル ビッカース マイクロピッ カース 1 試料 (10測点まで) これを超える場合 は1測点	3,260 280	
	硬さ測定用試料調整	1 試料	最低 400 最高 1,760	
	強度試験	1 試料 1 項目	860 同 2,290	
	染色試験	染色・仕上試験	同	1,830
染色堅ろう度試験		同	1,490	
試料調整	恒温恒湿機による調整	1 試料	540	
	耐候試験機による調整	同	680	
デザイン開発支援	1 件	3,700		
金属顕微鏡試験の試料調整	1 試料	1,810		
組織試験	顕微鏡写真撮影	1 視野 焼増し1枚につき	3,070 450	
	長さ測定	1 試料 1 測定	最低 1,500 最高 2,930	
精密測定	角度測定	1 測定	1,490	
	表面粗さ測定	同	1,640	
	真円度測定	同	1,830	
	形状測定	真直度	同	2,460
		平面度	同	1,710
			1 試料	

	三次元座標測定	1 測定 1 測定増すごとに	3,090 1,080
	メッキ厚さ測定	1 測定	1,490
環境試験	恒温試験	1 試料 1 条件 1 時間 1 時間増すごとに	1,820 700
		冷熱衝撃試験	同 2,050 690
	塩水噴霧試験	24 時間 (5 試料まで) 1 試料増すごとに	4,120 330
成績書の 複本または 証明書	和 文	1 通	490
	英 文	同	610
成績書の英文作成		同	2,050

- 注1 県外居住者の手数料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 染色堅ろう度試験の耐光・耐候堅ろう度試験において、10時間を超える場合は、10時間ごとに700円を徴収する。
- 3 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。
- 4 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

別表第8中	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 1人1回につき 120	を
	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 250	

高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	円 1人1回につき 250	に、「350」
---	------------------	---------

を「450」に、「小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の児童または生徒」を「高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者」に改め、同表注1中「同じ。」の右に「、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者」を加え、同表注2中「小学校、中学校、」を削り、「の児童もしくは」を「（後期課程に限る。）の」に改め、「およびその引率者」を削り、同表注3および注4として次のように加える。

3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下この表において「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときに限る。）の当該教職員については、1人につき320円とする。

別表第11第3項中「500円」を「480円」に改める。

別表第22中「320」を「340」に、「370」を「390」に、「530」を「560」に、「850」を「890」に、「470」を「490」に、「110」を「120」に改める。

別表第26第1項第1号中「1,080」を「1,130」に、「1,630」を「1,710」に、「2,170」を「2,280」に、「3,270」を「3,430」に、「4,360」を「4,580」に、「8,730」を「9,170」に、「13,000」を「13,700」に、「17,400」を「18,300」に改め、同項第2号中「210」を「220」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に改め、同表第2項中「1,080」を「1,130」に、「1,630」を「1,710」に、「1,850」を「1,940」に改める。

別表第28第1項を次のように改める。

1 観覧料

(1) 常設展示

区 分		金 額
個 人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1回につき 250 円
	そ の 他 の 者	同 450
団 体 (20人 以上)	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 200
	そ の 他 の 者	同 360

(2) 企画展示 知事とその都度別に定める額

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

別表第28第2項中「1,200」を「1,260」に、「2,390」を「2,510」に、「4,800」を「5,040」に改め、同項中注を注1とし、注2として次のように加える。

2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第28第3項中「16,300」を「17,100」に、「8,200円」を「8,600円」に改め、同項中注を注1とし、注2として次のように加える。

2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第28の2第1項および第2項を次のように改める。

1 観覧料

(1) 常設展示

区 分		金 額
個 人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1回につき 400 円
	そ の 他 の 者	同 750
団 体 (20人以上)	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 320
	そ の 他 の 者	同 600

(2) 企画展示 知事とその都度別に定める額

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

2 年間観覧料

区 分		金 額	
常設展および企画展	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1年につき	1,600 円
	そ の 他 の 者	同	3,000

別表第28の2第3項中「1,200」を「1,260」に、「2,390」を「2,510」に、「4,800」を「5,040」に改め、同項中注を注1とし、注2として次のように加える。

2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第29中「5,500」を「5,800」に、「15,200」を「16,000」に、「16,300」を「17,100」に、「28,400」を「29,800」に、「33,900」を「35,600」に、「2,170」を「2,280」に、「2,950」を「3,100」に、「1,420」を「1,490」に、「1,960」を「2,060」に、「5,240」を「5,500」に、「6,880」を「7,220」に、「3,920」を「4,120」に、「5,010」を「5,260」に、「6,540」を「6,870」に、「2,610」を「2,740」に、「3,380」を「3,550」に、「4,000円」を「4,200円」に、「1,200円」を「1,260円」に改め、同表中注3を注4とし、注2を注3とし、注2として次のように加える。

2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第32中「11,200」を「11,100」に、「16,000」を「15,600」に、「36,500」を「36,600」に、「25,600」を「25,700」に改める。

別表第35(1)の項中「23,000円」を「24,000円」に改め、同表(2)の項中「11,000円」を「12,000円」に改める。

別表第37(1)の項中「5,400」を「5,300」に改め、同項の次に次のように加える。

(1)の2 法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修（法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者に対するものに限る。）の受講料	同	38,000
(1)の3 法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修（(1)の2の項に該当するものを除く。）の受講料	同	76,000
(1)の4 法第15条の2第4項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料	同	5,300
(1)の5 法第15条の2第5項の規定に基づく再教育研修修了登録証の書換交付の手数料	同	3,400

(1)の6 法第15条の2第5項の規定に基づく再教育研修修了登録証の再交付の手数料	同	4,200
---	---	-------

別表第40(7)の項および(8)の項中「490」を「470」に改め、同表(9)の項中「270」を「260」に改める。

別表第42(1)の項中「4,500」を「4,700」に、「6,700」を「6,900」に、「7,200」を「7,400」に、「7,600」を「7,800」に改め、同表(4)の項中「2,300」を「2,400」に、「3,200」を「3,300」に、「3,500」を「3,600」に改め、同表(5)の項中「420」を「410」に改める。

別表第43(1)の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(6)の項および(7)の項中「33,000円」を「35,000円」に改め、同表(8)の項中「27,000円」を「28,000円」に改め、同表(9)の項、(10)の項、(12)の項および(13)の項中「160,000円」を「150,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

(13)の2 法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	35,000円
--	---------

別表第43(14)の項中「33,000円」を「35,000円」に改め、同表(15)の項中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に、「160,000円」を「150,000円」に改め、同表(16)の項中「27,000円」を「28,000円」に改め、同表(17)の項および(18)の項中「160,000円」を「150,000円」に改め、同表(19)の項中「27,000円」を「28,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

(19)の2 法第57条の2第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の申請に対する審査の手数料 ア 敷地の数が2である場合 イ 敷地の数が3以上である場合	78,000円 78,000円に2を超える敷地の数に27,000円を乗じて得た額を加算した金額
(19)の3 法第57条の3第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査の手数料 ア 指定に係る敷地の数が2である場合 イ 指定に係る敷地の数が3以上である場合	28,700円 28,700円に2を超える指定に係る敷地の数に11,000円を乗じて得た額を加算した金額
(19)の4 法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円

別表第43(20)の項から(22)の項までの規定中「160,000円」を「150,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

(2)の2 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さまたは壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(2)の3 法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積または同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(2)の4 法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さまたは構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(2)の5 法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置または同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(2)の6 法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定の申請に対する審査の手数料	28,000円

別表第43(23)の項中「27,000円」を「28,000円」に改め、同表(24)の項中「160,000円」を「150,000円」に改め、同表(24)の2の項から(25)の2の項までの規定中「27,000円」を「28,000円」に改め、同表(26)の項中「160,000円」を「150,000円」に改め、同表(27)の項から(29)の項までの規定中「27,000円」を「28,000円」に改め、同表(30)の項中「160,000円」を「150,000円」に改め、同表(32)の項および(33)の項中「28,000円」を「27,000円」に改め、同表(34)の項および(35)の項中「220,000円」を「210,000円」に、「28,000円」を「27,000円」に改め、同表(36)の項中「28,000円」を「27,000円」に改め、同表(37)の項および(38)の項中「220,000円」を「210,000円」に、「28,000円」を「27,000円」に改め、同表(39)の項中「6,400円」を「6,700円」に、「12,000円」を「11,000円」に改め、同表(40)の項から(40)の3の項までの規定中「27,000円」を「28,000円」に改め、同表(45)の項および(46)の項中「第88条第1項」を「第88条第1項もしくは第2項」に改める。

別表第45(1)の項中「260円」を「270円」に、

トリコモナス検査	1頭1回につき
----------	---------

「

240円

」を「

トリコモナス検査	1頭1回につき	250円
----------	---------	------

」に改め、同表

(2)の項中「310円」を「290円」に、「420円」を「400円」に、「580円」を「570円」に、「210円」を「200円」に改める。

別表第48(1)の項および(2)の項中「3,900」を「3,700」に改め、同表(5)の項中「2,800」を「2,900」に改め、同表(6)の項中「11,500」を「12,000」に改め、同表(7)の項中「3,900」

を「4,100」に改める。

別表第52(1)の項中「190,000」を「180,000」に、「250,000」を「240,000」に、「370,000」を「360,000」に、「480,000」を「470,000」に、「630,000」を「600,000」に、「830,000」を「800,000」に改め、同表(2)の項および(3)の項中「6,200」を「6,100」に、「8,200」を「8,100」に、「33,000」を「32,000」に、「41,000」を「39,000」に、「55,000」を「53,000」に改める。

別表第54(1)の項中「 | 20,000円 | 」を「 | 19,000円 | 」に、「29,000円」を「28,000円」に、「45,000円」を「43,000円」に、「64,000円」を「61,000円」に、「100,000円」を「95,000円」に、「160,000円」を「150,000円」に、「240,000円」を「230,000円」に、「320,000円」を「300,000円」に、「400,000円」を「380,000円」に改め、同表(2)の項中「400,000円」を「380,000円」に、「9,500円」を「9,300円」に改める。

別表第56(1)の項中「8,200円」を「7,900円」に、「21,000円」を「20,000円」に、「41,000円」を「40,000円」に、「82,000円」を「80,000円」に、「170,000円」を「160,000円」に、「210,000円」を「200,000円」に、「290,000円」を「280,000円」に、「29,000円」を「28,000円」に、「62,000円」を「60,000円」に、「190,000円」を「180,000円」に、「260,000円」を「250,000円」に、「320,000円」を「310,000円」に、「460,000円」を「440,000円」に、「250,000円」を「240,000円」に、「370,000円」を「360,000円」に、「480,000円」を「470,000円」に、「630,000円」を「600,000円」に、「830,000円」を「800,000円」に改め、同表(2)の項中「830,000円」を「800,000円」に、「9,500円」を「9,300円」に改め、同表(3)の項中「44,000円」を「42,000円」に改め、同表(4)の項中「25,000円」を「24,000円」に改め、同表(5)の項中「6,600円」を「6,300円」に、「18,000円」を「17,000円」に、「37,000円」を「35,000円」に、「66,000円」を「63,000円」に、「92,000円」を「87,000円」に改め、同表(6)の項中「1,700円」を「1,600円」に、「2,600円」を「2,500円」に、「17,000円」を「16,000円」に改め、同表(7)の項中「450円」を「430円」に改める。

別表第58(2)の項を削る。

別表第62(3)の項、(4)の項、(19)の項および(20)の項中「91,000」を「94,000」に改める。

別表第63第1項中「1,400」を「1,420」に、「1,800」を「1,810」に、「2,150」を「2,210」に、「3,050」を「3,090」に、「490」を「500」に、「880」を「900」に、「1,500」を「1,510」に、「2,100」を「2,110」に、「3,600」を「3,710」に、「6,700」を「6,890」に、「10,400」を「10,700」に、「14,600」を「15,000」に、「18,500」を「19,100」に、「21,000」を「21,600」に、「28,900」を「29,800」に、「49,700」を「51,200」に改め、同表第2項第1号の表中「1,050」を「1,100」に、「1,250」を「1,290」に、「1,600」を「1,680」に、

「	同	2,000	」	「	同	2,100	」
			を				に、「330」を
「	同	2,300	」	「	同	2,400	」

「340」に、「510」を「520」に、「890」を「900」に、「1,500」を「1,530」に、「2,400」を「2,460」に、「5,950」を「6,190」に、「 | 同 7,500 |」を「 | 同 7,760 |」に、「11,100」を「11,400」に、「13,700」を「14,200」に、「18,400」を「18,900」に、「20,800」を「21,300」に、「37,500」を「37,800」に、

体積計	燃料油メーター	(1) 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	同	580
-----	---------	-------------------------	---	-----

を

体積計	水道メーター	(1) 口径が25ミリメートル以下のもの	同	80
		(2) 口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	同	170
		(3) 口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル以下のもの	同	1,200
		(4) 口径が100ミリメートルを超えるもの	同	1,700
	燃料油メーター	(1) 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	同	590

に、

同	2,000
同	6,200

を

同	2,030
同	6,370

に改め、同号中注

2を注3とし、注2として次のように加える。

2 検出部が電気式の非自動はかりのうち、一の載せ台に対し、ひょう量または目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあつては、その最大ひょう量の手数料の額に、計量範囲が1増すごとに、当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第63第2項第2号中「350」を「360」に、「550」を「560」に、「1,650」を「1,690」に、「2,850」を「2,890」に、「6,450」を「6,570」に、「8,150」を「8,390」に、「12,100」を「12,400」に、「14,800」を「15,200」に、「19,400」を「19,900」に、「21,900」を「22,400」に、「38,600」を「38,900」に、「290」を「300」に改め、同項第3号中「1,550」を「1,560」に、「2,050」を「2,090」に、「2,500」を「2,550」に、「3,300」を「3,390」に、「6,150」を「6,430」に改め、同表第3項中「12,900円」を「13,500円」に、「3,050円」を「3,200円」に、「7,650円」を「7,950円」に、「620円」を「640円」に、「750円」を「780円」に、

「8,550円」を「8,810円」に、「470円」を「480円」に、「630円」を「650円」に、「6,900円」を「7,100円」に、「13,100円」を「13,600円」に改め、同項中注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 体積計のうち、2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとにこの表に定める手数料の額の5割に相当する額を加算するものとする。

別表第63第4項中「1,400」を「1,420」に、「1,800」を「1,810」に、「2,150」を「2,210」に、「3,050」を「3,090」に、「490」を「500」に、「880」を「900」に、「| 同 1,500 |」を「| 同 1,510 |」に、「| 同 2,100 |」を「| 同 2,110 |」に、「3,600」を「3,710」に、「6,700」を「6,890」に、「10,400」を「10,700」に、「14,500」を「15,000」に、「18,500」を「19,100」に、「20,900」を「21,600」に、「28,900」を「29,800」に、「49,700」を「51,200」に改め、同表第5項の表(2)の項中「680」を「700」に改め、同表(4)の項中「51,600」を「53,800」に改め、同表(5)の項中「1,700」を「1,750」に改め、同表(9)の項中「7,200」を「7,360」に改め、同表(10)の項中「1,200」を「1,260」に改める。

別表第63の2(1)の項中「6,300」を「6,600」に改め、同表(2)の項中「460」を「470」に改め、同表(3)の項中「2,600」を「2,700」に改め、同表(8)の項および(9)の項中「460」を「470」に改め、同表(10)の項中「63,000」を「60,000」に改め、同表(11)の項中「31,000」を「30,000」に改め、同表(12)の項および(13)の項を次のように改める。

(12) 法第115条の29第2項の規定に基づく調査の手数料		
ア 指定訪問介護事業者または指定介護予防訪問介護事業者に係る調査	同	30,000
イ 指定訪問入浴介護事業者または指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る調査	同	27,000
ウ 指定訪問看護事業者または指定介護予防訪問看護事業者に係る調査	同	30,500
エ 指定訪問リハビリテーション事業者または指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る調査	同	27,500
オ 指定通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者または指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る調査	同	32,500
カ 指定通所リハビリテーション事業者または指定介護予防通所リハビリテーション事業者に係る調査	同	32,000
キ 指定短期入所生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者、指定介護老人福祉施設の開設者または指定介護予防短期入所生活介護事業者に係る調査	同	39,000
ク 指定短期入所療養介護事業者もしくは指定介護予防短期入所療養介護事業者（事業所が介護老人保健施設であるものに限る。）または介護老人保健施設の開設者に係る調査	同	37,000
ケ 指定短期入所療養介護事業者もしくは指定介護予防短期入所療養介護事業者（事業所が介護老人保健施設であるものを除く。）または指定介護療養型医療施設の開設者に係る調査	同	38,000
コ 指定特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型特	同	31,500

定施設入居者生活介護事業者または指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る調査		
サ 指定福祉用具貸与事業者、指定特定福祉用具販売事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者または指定特定介護予防福祉用具販売事業者に係る調査	同	26,500
シ 指定居宅介護支援事業者に係る調査	同	24,000
(13) 法第115条の29第3項の規定に基づく公表の手数料		
ア 指定訪問介護事業者または指定介護予防訪問介護事業者に係る公表	同	11,000
イ 指定訪問入浴介護事業者または指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る公表	同	11,000
ウ 指定訪問看護事業者または指定介護予防訪問看護事業者に係る公表	同	11,000
エ 指定訪問リハビリテーション事業者または指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る公表	同	11,000
オ 指定通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者または指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る公表	同	11,000
カ 指定通所リハビリテーション事業者または指定介護予防通所リハビリテーション事業者に係る公表	同	11,000
キ 指定短期入所生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者、指定介護老人福祉施設の開設者または指定介護予防短期入所生活介護事業者に係る公表	同	11,000
ク 指定短期入所療養介護事業者もしくは指定介護予防短期入所療養介護事業者（事業所が介護老人保健施設であるものに限る。）または介護老人保健施設の開設者に係る公表	同	11,000
ケ 指定短期入所療養介護事業者もしくは指定介護予防短期入所療養介護事業者（事業所が介護老人保健施設であるものを除く。）または指定介護療養型医療施設の開設者に係る公表	同	11,000
コ 指定特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者または指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る公表	同	11,000
サ 指定福祉用具貸与事業者、指定特定福祉用具販売事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者または指定特定介護予防福祉用具販売事業者に係る公表	同	11,000
シ 指定居宅介護支援事業者に係る公表	同	11,000

別表第63の2に注として次のように加える。

注1 (12)の項アからサまでに掲げる一の介護サービス事業者に係る調査と当該アからサまでに掲げる他の介護サービス事業者に係る調査を併せて行う場合は、これらの調査を1件とみなす。

2 (13)の項アからサまでに掲げる一の介護サービス事業者に係る公表と当該アからサまでに掲げる他の介護サービス事業者に係る公表を併せて行う場合であつて、当該公表に係る事業所または施設の所在地が同一であるときは、これらの公表を1件とみなす。

付 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

- (1) 別表第37に(1)の2の項から(1)の6の項までを加える改正規定、別表第63の2(12)の項および(13)の項の改正規定ならびに同表に注を加える改正規定ならびに次項および付則第3項の規定 公布の日
 - (2) 付則第3項の改正規定 平成20年8月1日
 - (3) 第2条第2項第8号の改正規定 平成20年10月1日
- 2 改正後の別表第63の2(12)の項および注1の規定は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の5第1項の規定に基づき知事が定める調査事務に関する計画(以下「調査計画」という。)であって平成20年以後に定められるものに従い実施する調査について適用し、平成19年以前に定められた調査計画に従い実施する調査については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第63の2(13)の項および注2の規定は、介護保険法施行令第37条の11において読み替えて準用する同令第37条の5第1項の規定に基づき知事が定める情報公表事務に関する計画(以下「情報公表計画」という。)であって平成20年以後に定められるものに従い実施する公表について適用し、平成19年以前に定められた情報公表計画に従い実施する公表については、なお従前の例による。

議第100号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第1項の表(3)の項中「1,650円」を「2,100円」に改め、同表(4)の項中「3,200円」を「3,650円」に改め、同表(10)の項中「2,100円」を「2,550円」に改め、別表第7第2項の表(1)の項中「第49条第2項」を「第49条第1項」に改め、同表(10)の項中「420」を「430」に改める。

別表第8(1)の項中「2,160」を「2,150」に改め、同表(3)の項中「580」を「550」に改める。

別表第10(2)の項中「750」を「720」に改める。

付 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、別表第7第2項の表(1)の項の改正規定は公布の日から、同表(10)の項、別表第8および別表第10の改正規定は同年4月1日から施行する。

議第101号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4項中「300円」を「320円」に改め、同表第5項に次の1号を加える。

- (3) 建物の壁面、空間等を利用して広告物を掲出する場合にあつては、広告物の表示面の面積を床面積とみなして前号の規定を適用する。

別表第6項第1号中「1,700円」を「1,750円」に改め、同項第2号中「290」を「300」に、

「6,130」を「6,310」に、「1,320」を「1,330」に、

同	210
	880

を

--	--

同	260
	910

に、「270」を「280」に、「480」を「500」に、

同	210
	660
同	210
	590

同	220
	670
同	220
	610

に、「250」を「260」に、「4,550」を「4,560」に、

同	210
	2,230
同	210
	1,450

を

同	450
	2,240
同	220
	1,460

に、「260」を「270」に、「4,210」

を「4,250」に、「930」を「940」に、「1,000」を「1,050」に、「1,130」を「1,110」

に、

同	210
	3,220
同	130
	5,500

を

同	220
	3,380
同	140
	5,500

に、「330」を「340」に、

「4,880」を「5,120」に、

同	230
	2,570

を

同	240
	2,650

に改め、

同号中注2を注3とし、注2として次のように加える。

2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

別表第6項第3号中「860」を「820」に、「580」を「610」に、「210」を「150」に、「2,770」を「2,910」に、「250」を「260」に、「650」を「680」に、「880」を「920」に、「1,850」を「1,940」に、「55,200」を「56,000」に、「2,470」を「1,160」に、「32,700」を「10,300」に改め、同号中注2を注4とし、同号注1中「窯業用焼成炉」を「電気窯」に改め、同号中注1を注2とし、注3として次のように加える。

3 ガス窯を使用する場合における燃料に要する費用は、利用者負担とする。

別表第6項第3号注1として次のように加える。

1 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

別表第7項を次のように改める。

7 東北部工業技術センター設備使用料

区 分	単 位	金 額
観 測 機 器	1 時 間	最低 270 円 最高 530
精 密 測 定 機 器	同	同 300 1,240
機 械 試 験 機 器	同	同 220 4,360
材 料 試 験 機 器	同	同 300 1,370
微 小 観 察 機 器	同	同 250 4,360
機 械 試 料 調 整 機 器	同	同 270 670
環 境 機 器	同	同 80 1,240
物 理 量 測 定 機 器	同	同 110 930
分 析 機 器	同	同 270 4,200
物 性 評 価 機 器	同	同 320 3,380
化 学 試 料 調 整 機 器	同	同 50 1,760
工 作 機 器	同	同 160 3,100
織 維 試 験 機 器	同	同 230 760
織 維 加 工 機 器	同	同 40 490
コ ン ピ ュ ー タ シ ス テ ム 機 器	同	同 240 3,450

注1 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

3 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

別表第8項中「480」を「500」に、「610」を「640」に、「970」を「1,020」に、「2,180」を「2,290」に、「5,210」を「5,470」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第5項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議第102号

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）

の一部を次のように改正する。

別表中「5,500」を「5,800」に、「15,200」を「16,000」に、「16,300」を「17,100」に、「28,400」を「29,800」に、「33,900」を「35,600」に、「2,610」を「2,740」に、「3,380」を「3,550」に、「2,950」を「3,100」に、「3,920」を「4,120」に、「2,170」を「2,280」に、「5,010」を「5,260」に、「6,540」を「6,870」に、「1,420」を「1,490」に、「1,960」を「2,060」に、「1,630」を「1,710」に、「820」を「860」に、「1,030」を「1,080」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第103号

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「2,170」を「2,280」に、「2,950」を「3,100」に、「5,450」を「5,720」に、「15,300」を「16,100」に、「16,400」を「17,200」に改め、同項中注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第3項の表中「330」を「350」に改め、別表第4項第1号の表中「3,500」を「3,680」に、「5,680」を「5,960」に、「12,000」を「12,600」に、「18,500」を「19,400」に、「6,980」を「7,330」に、「10,800」を「11,300」に、「17,400」を「18,300」に、「28,400」を「29,800」に、「35,000」を「36,800」に、「56,800」を「59,600」に改め、同項第2号の表中「480」を「500」に改め、別表第5項第1号の表中「1,740」を「1,830」に、「870」を「910」に、「1,200」を「1,260」に、「600」を「630」に、「950」を「1,000」に、「470」を「490」に改め、同項第3号の表中「430」を「450」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第104号

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「2,510」を「2,640」に、「5,450」を「5,720」に、「7,090」を「7,440」に、「4,900」を「5,150」に、「10,700」を「11,200」に、「14,200」を「14,900」に、「5,890」を「6,180」に、「9,390」を「9,860」に、「9,740」を「10,200」に、「21,700」を「22,800」に、「27,200」を「28,600」に改め、同項第2号の表中「270」を「280」に、「380」を「400」に、「330」を「350」に、「430」を「450」に、「480」を「500」に、「650」を「680」に改め、別表第2項第1号の表中「1,850」を「1,940」に、「4,590」を「4,820」に、「4,460」を「4,680」に、「3,910」を「4,110」に、「9,170」を「9,630」に、「8,950」を「9,400」に改め、同項第2号の表中「210」を「220」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に改め、別表第3項第1号の表中「650」を「680」に、「1,630」を「1,710」に、「1,520」を「1,600」に、「1,300」を「1,370」に、「3,270」を「3,430」に、「3,060」を「3,210」に改め、同項第2号の表および別表第4項の表中「210」を「220」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に改め、別表第5項の表中「330」を「350」に、「480」を「500」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第105号

滋賀会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀会館の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「6,950」を「7,300」に、「8,130」を「8,540」に、「10,370」を「10,890」に改め、同項中注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第2項の表中「1,900」を「2,000」に、「9,700」を「10,200」に、「10,100」を「10,600」に、「3,600」を「3,800」に、「5,100」を「5,400」に、「12,200」を「12,800」に改め、同項中注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第106号

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 6 月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表中「740」を「780」に、「470」を「490」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第107号

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例（平成14年滋賀県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「25,500」を「26,800」に、「29,600」を「31,100」に、「36,100」を「37,900」に、「36,900」を「38,700」に、「44,900」を「47,100」に、「32,200」を「33,800」に、「36,700」を「38,500」に、「27,500」を「28,900」に、「41,700」を「43,800」に、「31,000」を「32,600」に、「36,500」を「38,300」に、「31,100」を「32,700」に、「45,500」を「47,800」に、「32,900」を「34,500」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第108号

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号を次のように改める。

(1) 観覧

ア 常設展示

区 分		金 額	
個 人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	1人1回につき	200
	そ の 他 の 者	同	400
団 体 (20人 以上)	生 徒 等	同	160
	そ の 他 の 者	同	320

イ 企画展示 知事とその都度別に定める額

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者につ

いては、無料とする。

4 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

5 陶芸の森の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

別表第1項第2号の表中「1,200」を「1,260」に、「2,390」を「2,510」に、「4,800」を「5,040」に改め、同号中注を注1とし、注2として次のように加える。

2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第2項第1号中「30,100円」を「31,700円」に改め、同項第2号アの表中「15,900」を「16,700」に、「24,100」を「22,900」に改め、同項第3号の表中「2,540」を「2,610」に、「4,220」を「2,850」に、「4,200」を「2,870」に、「6,960」を「3,440」に、「5,420」を「3,620」に、「10,800」を「4,680」に、「13,800」を「11,600」に、「27,600」を「19,000」に、「62,100」を「65,200」に、「53,000」を「55,600」に、

			金
山 式 穴 窯	同	104,000	を
金 山 式 穴 窯	同	109,000	に改め、同号中注3を注5と
灯 油 薪 併 用 平 地 窯	同	6,000	

し、注2を注4とし、注1を注3とし、注1および注2として次のように加える。

1 ガス窯を使用するときは、この表に定める額に知事が別に定める燃料費相当額の実費を加算した額とする。

2 県外居住者については、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第109号

滋賀県立近江米普及啓発施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立近江米普及啓発施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立近江米普及啓発施設の設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「980」を「1,030」に改め、同表中注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第110号

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。 . . .

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2,390」を「2,510」に、「3,600」を「3,780」に、「1回」を「2時間」に、「290」を「300」に、「470」を「490」に、「360」を「380」に改め、別表第2項の表中「14,200」を「14,900」に、「700」を「740」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 パーベキュー施設 1サイトにつき 1,400円

別表中注7を注8とし、注6を注7とし、注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第111号

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「19円」を「20円」に、「210円」を「220円」に、「1航海につき500円」を「1航海につき530円」に、「660円」を「690円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「1,780円」を「1,870円」に、「2,510円」を「2,640円」に、「1,230円」を「1,290円」に、「640円」を「670円」に、「1平方メートルごとに1月につき100円」を「1平方メートルごとに1月につき110円」に、「310円」を「330円」に、「90円」を「100円」に、「3,970円」を「4,170円」に、「4,180円」を「4,390円」に、「1,150円」を「1,210円」に、「1,670円」を「1,750円」に、「570円」を「600円」に、「27円」を「28円」に、「1,850円」を「1,900円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、別表第2第2項注2中「2割」を「5割」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第112号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

多目的運動 広場 テニスコ ート グラウン ド ゴルフ場	を	多目的運動 広場 テニスコ ート	に、	会 議 室	を	会 議 グラウン ゴルフ場
--	---	---------------------------	----	-------	---	---------------------

室
ド
に改める。

別表第2第1項の表中「8,800」を「9,200」に、「11,800」を「12,400」に、「20,600」を「21,600」に、「5,300」を「5,600」に、「6,900」を「7,300」に、「12,200」を「12,800」に改め、同項中注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第2第2項の表中「1,520」を「1,600」に、「3,300」を「3,500」に、「2,200」を

「2,300」に、「700」を「740」に、「650」を「680」に、

1人1回につき

300 を 1人1回につき 320 に、「600」を「630」に、「900」

を「950」に、「270」を「280」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に改め、同項中注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

- 1 県外居住者については、水泳プールの使用を除き、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第113号

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号の表テニスコート（ハードコート）の項を削り、同表中

テニスコート（オムニコート）

を

テニスコート

に、「幼稚園等が」を「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等また

はこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が」に、

平日

同

「

660

」を「

平日	1面2時間につき	660円
----	----------	------

」に、「270」を「280」

に、「330」を「350」に、「480」を「500」に、「600」を「630」に、「700」を「740」に、「920」を「970」に、「1,030」を「1,080」に、「220」を「230」に改め、同項第2号の表中「1,650」を「1,730」に、「2,200」を「2,310」に、「3,750」を「3,940」に、

「

5,000

」を「

5,250

」に、「22,500」を「23,600」に、「30,000」

を「31,500」に、「45,000」を「47,300」に、「60,000」を「63,000」に、「810」を「850」に、「1,080」を「1,130」に、「1,170」を「1,230」に、「1,560」を「1,640」に、「3,600」を「3,800」に、「4,800」を「5,000」に、「5,400」を「5,700」に、「7,200」を「7,600」に、「9,600」を「10,100」に、「10,800」を「11,300」に、「14,400」を「15,100」に、「19,200」を「20,200」に、「21,600」を「22,700」に、「28,800」を「30,200」に改め、同項第3号の表中「990」を「1,040」に、「1,320」を「1,390」に、「1,760」を「1,850」に、「1,170」を「1,230」に、「1,560」を「1,640」に、「1,650」を「1,730」に、「2,200」を「2,310」に、「2,100」を「2,210」に、「2,800」を「2,940」に、「3,210」を「3,370」に、「4,160」を「4,370」に改め、同項第4号の表中「760」を「800」に、「870」を「910」に、「600円」を「630円」に改め、別表第2第2項の表中「330」を「350」に、「440」を「460」に、「660」を「690」に、「880」を「920」に改め、別表第2注2中「(10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。)」を削る。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第2第1項第1号の表の改正規定（「270」を「280」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に、「600」を「630」に、「700」を「740」に、「920」を「970」に、「1,030」を「1,080」に、「220」を「230」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

議第114号

滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「3,270」を「3,430」に、「4,360」を「4,580」に、「2,950」を「3,100」に、「3,920」を「4,120」に改め、別表第2項の表中「350」を「370」に、「180」を「190」に改め、別表中注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注2として次のように加える。

- 2 県外居住者については、浴室を除き、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第115号

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

議第115号
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例（平成9年滋賀県条例第42号）

の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「毎月の第1火曜日および第3火曜日」を「火曜日」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第1項の表中「94,500」を「99,200」に、「189,000」を「198,500」に、「210,000」を「220,500」に、「420,000」を「441,000」に、「136,500」を「143,300」に、「252,000」を「264,600」に、「294,000」を「308,700」に、「588,000」を「617,400」に、「367,500」を「385,900」に、「840,000」を「882,000」に、「42,000」を「44,100」に、「84,000」を「88,200」に、「63,000」を「66,200」に、「126,000」を「132,300」に、「147,000」を「154,400」に、「283,500」を「297,700」に、「220,500」を「231,500」に、「13,700」を「14,400」に、「27,300」を「28,700」に、「31,500」を「33,100」に、「21,000」を「22,100」に、「41,000」を「43,100」に、「47,300」を「49,700」に、「60,900」を「63,900」に、「71,400」を「75,000」に、「7,400」を「7,800」に、「15,800」を「16,600」に、「10,500」

を「11,000」に、20,000 を 21,000 に、「24,200」を「25,400」に、「1,580」

を「1,660」に、「3,150」を「3,310」に、「3,680」を「3,860」に、「7,350」を「7,720」に、「950」を「1,000」に、「1,790」を「1,880」に、「2,100」を「2,210」に、

「4,200」を「4,410」に、「1,260」を「1,320」に、「2,520」を「2,650」

に、「2,940」を「3,090」に、「5,780」を「6,070」に、「12,600」を「13,200」に、「45,200」を「47,500」に改め、同項中注7を注8とし、注6を注7とし、注5を注6とし、同項注4中「正午」を「午前9時以前および正午」に改め、同項中注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注2として次のように加える。

- 2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額（大ホールにあつては、2割5分に相当する額）を加算した額とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1項注4の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

議第116号

議第116号
しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例（平成17年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中「12,000」を「12,600」に、「20,700」を「21,700」に、「30,600」を「32,100」に、「46,900」を「49,200」に、「58,900」を「61,800」に、「2,390」を「2,510」に、「3,920」を「4,120」に、「6,310」を「6,630」に、「4,690」を「4,920」に、「7,850」を「8,240」に、「12,540」を「13,160」に、「7,740」を「8,130」に改め、同表中注8を注9とし、注7を注8とし、注6を注7とし、注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第117号

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「18,900」を「19,800」に、「25,200」を「26,500」に、「46,200」を「48,500」に、「65,100」を「68,300」に、「2,840」を「2,980」に、「3,780」を「3,970」に、「5,460」を「5,730」に、「8,300」を「8,710」に改め、同項第2号の表中「28,400」を「29,800」に、「37,800」を「39,700」に、「2,210」を「2,320」に、「2,940」を「3,090」に、「4,100」を「4,310」に、「5,460」を「5,730」に、「2,840」を「2,980」に、「3,780」を「3,970」に、「5,990」を「6,290」に、「7,980」を「8,380」に、「7,250」を「7,610」に、「9,660」を「10,140」に、「9,450」を「9,920」に、「12,600」を「13,230」に、「7,560」を「7,940」に、「10,080」を「10,580」に、「2,520」を「2,650」に、「3,360」を「3,530」に改め、同項中注6を注7とし、注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第118号

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「4,940」を「5,190」に、「8,400」を「8,820」に、「4,040」を「4,240」に、「5,240」を「5,500」に、「2,610」を「2,740」に、「4,250」を「4,460」に、「2,840」を「2,980」に、「4,590」を「4,820」に、「4,460」を「4,680」に、「6,540」を「6,870」に、「1,520」を「1,600」に、「1,960」を「2,060」に、「1,030」を「1,080」に、「1,740」を「1,830」に、「700」を「740」に、「380」を「400」に、「1,200」を「1,260」に、「2,210」を「2,320」に、「650」を「680」に改め、同項第2号の表中「210」を「220」に、「270」を「280」に、「380」を「400」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に、「470」を「490」に改め、同項注7中「5,530円」を「5,800円」に改め、別表第2項中「420円」を「440円」に、「110円」を「120円」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第119号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2 使用料の表中「2,000」を「2,100」に改め、別表第2 手数料の表中「1,470」を「1,540」に、「2,310」を「2,430」に、「3,050」を「3,200」に、「740」を「760」に、「1,370」を「1,440」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第120号

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「930」を「980」に、「530」を「560」に、「410」を「430」に、「1,110」を「1,170」に、「230」を「240」に、「460」を「480」に、「580」を「610」に、「820」を「860」に、「1,290」を「1,350」に、「540」を「570」に、「700」を「740」に、「920」を「970」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第121号

滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例

滋賀県立近代美術館条例（昭和59年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「ギャラリー」の右に「およびミニギャラリー（以下「ギャラリー等」という。）」を加える。

第5条の見出しならびに同条第1項および第2項第5号、第7条の見出しおよび同条第6号ならびに第9条第3項中「ギャラリー」を「ギャラリー等」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第28第3項中 「

」 を 「

」 に改め、同項の表

に次のように加える。

ミニギャラリー	同	1,000	
---------	---	-------	--

議第122号

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「39,200」を「41,200」に、「68,800」を「72,200」に、「82,900」を「87,000」に、「136,400」を「143,200」に、「175,600」を「184,400」に、「33,800」を「35,500」に、「60,000」を「63,000」に、「71,900」を「75,500」に、「117,800」を「123,700」に、「151,600」を「159,200」に、「45,900円」を「48,200円」に、「26,200」を「27,500」に、

「45,900」を「48,200」に、「55,600」を「58,400」に、「90,600」を「95,100」に、

「116,800」を「122,600」に、「9,200」を「9,700」に、「14,200」を「14,900」に、

に、「19,600」を「20,600」に、「30,600」を「32,100」に、「39,800」を「41,800」に、「8,200」を「8,600」に、「12,000」を「12,600」に、「17,400」を「18,300」に、「26,300」を「27,600」に、「34,500」を「36,200」に、「6,500」を「6,800」に、「9,300」を「9,800」に、「13,100」を「13,800」に、「26,100」を「27,400」に、「9,810」を「10,300」に、「18,000」を「18,900」に、「27,810」を「29,200」に、「8,510」を「8,940」に、「15,600」を「16,380」に、「24,110」を「25,320」に、「6,540」を「6,870」に、「18,540」を「19,470」に、「5,880」を「6,170」に、「9,660」を「10,140」に、「15,540」を「16,310」に、「5,100」を「5,360」に、「8,380」を「8,800」に、「13,470」を「14,160」に、「3,920」を「4,120」に、「6,440」を「6,760」に、「10,360」を「10,880」に改め、同表に次のように加える。

第3	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	1,430	1,430	1,430	2,350	3,780
----	-------------	---------------------	-------	-------	-------	-------	-------

会議室		入場料等の額が1,000円以下の場合	1,240	1,240	1,240	2,040	3,280
	入場料等を徴収しない場合		960	960	960	1,560	2,520
第4会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	1,610	1,610	1,610	2,650	4,260
		入場料等の額が1,000円以下の場合	1,400	1,400	1,400	2,290	3,690
	入場料等を徴収しない場合		1,070	1,070	1,070	1,760	2,830
第5会議室	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	3,190	3,190	3,190	5,260	8,450
		入場料等の額が1,000円以下の場合	2,770	2,770	2,770	4,560	7,330
	入場料等を徴収しない場合		2,130	2,130	2,130	3,510	5,640

別表第1項中注10を注11とし、注9を注10とし、注8を注9とし、注7を注8とし、注6を注7とし、注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第2項の表中「20,400」を「21,400」に、「20,800」を「21,800」に、「20,300」を「21,300」に、「23,300」を「24,500」に、「19,900」を「20,900」に、「21,600」を「22,700」に、「20,000」を「21,000」に、「20,900」を「21,900」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1項の表に第3会議室の項から第5会議室の項までを加える改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

議第123号

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第12条関係）

1 常設展示

区 分		金 額
個 人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	1人1回につき 250 円
	そ の 他 の 者	同 450
団 体 (20人 以上)	生 徒 等	同 200
	そ の 他 の 者	同 360

2 特別展示 知事とその都度別に定める額

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者につ

いては、無料とする。

- 4 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第124号

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「6,000」を「6,300」に、「9,270」を「9,730」に、「12,000」を「12,600」に、「18,500」を「19,400」に、「23,900」を「25,100」に、「42,500」を「44,600」に、「65,400」を「68,700」に、「85,200」を「89,500」に、「37,100」を「39,000」に、「48,000」を「50,400」に、「120,000」を「126,000」に、「185,000」を「194,000」に、「239,000」を「251,000」に、「1,740」を「1,830」に、「2,390」を「2,510」に、「2,950」を「3,100」に、「4,460」を「4,680」に、「5,890」を「6,180」に、「3,500」を「3,680」に、「4,150」を「4,360」に、「1,200」を「1,260」に、「1,960」を「2,060」に改め、同項第2号アの表中「210」を「220」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に改め、同号イの表中「210」を「220」に、「2,100」を「2,200」に、「330」を「350」に、「3,300」を「3,500」に、「480」を「500」に、「4,800」を「5,000」に改め、別表第2項第1号の表中「2,610」を「2,740」に、「700」を「740」に、「3,380」を「3,550」に、「4,250」を「4,460」に、「1,960」を「2,060」に、「480」を「500」に、「3,160」を「3,320」に改め、同項第2号の表中「2,070」を「2,170」に、「2,610」を「2,740」に、「3,160」を「3,320」に、「4,800」を「5,040」に、「6,880」を「7,210」に、「1,850」を「1,940」に、「2,510」を「2,640」に、「3,060」を「3,210」に、「4,590」を「4,820」に、「6,440」を「6,760」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第125号

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「6,000」を「6,300」に、「9,270」を「9,730」に、「12,000」を「12,600」に、「18,500」を「19,400」に、「23,900」を「25,100」に、「42,500」を「44,600」に、「65,400」を「68,700」に、「85,200」を「89,500」に、「37,100」を「39,000」に、「48,000」を「50,400」に、「60,000」を「63,000」に、「92,700」を「97,300」に、「120,000」を「126,000」に、「185,000」を「194,000」に、「239,000」を「251,000」に、「3,060」を「3,210」に、「4,690」を「4,920」に、「21,700」を「22,800」に、「32,700」を「34,300」に、「30,600」を「32,100」に、「46,900」を「49,200」に改め、同項第2号の表中「210」を「220」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に改め、別表第2項の表中「2,070」を「2,170」に、「3,380」を「3,550」に、「4,040」を「4,240」に、「1,200」を「1,260」に、「1,740」を「1,830」に、「1,960」を「2,060」に、「2,510」を「2,640」に、「3,810」を「4,000」に、「4,460」を「4,680」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第126号

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「6,000」を「6,300」に、「9,270」を「9,730」に、「12,000」を「12,600」に、「18,500」を「19,400」に、「23,900」を「25,100」に、「42,500」を「44,600」に、「65,400」を「68,700」に、「85,200」を「89,500」に、「37,100」を「39,000」に、「48,000」を「50,400」に、「60,000」を「63,000」に、「92,700」を「97,300」に、「120,000」を「126,000」に、「185,000」を「194,000」に、「239,000」を「251,000」に改め、同項第2号中「480円」を「500円」に改め、同項第3号の表中「4,360」を「4,580」に、「7,090」を「7,440」に、「8,730」を「9,170」に、「14,200」を「14,900」に、「17,400」を「18,300」に改め、同項第4号の表および別表第2項の表中「210」を「220」に、「2,100」を「2,200」に、「330」を「350」に、「3,300」を「3,500」に、「480」を「500」に、「4,800」を「5,000」に改め、別表第3項の表中「2,390」を「2,510」に、「3,500」を「3,680」に、「4,150」を「4,360」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第127号

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「6,000」を「6,300」に、「9,270」を「9,730」に、「12,000」を「12,600」に、「18,500」を「19,400」に、「23,900」を「25,100」に、「42,500」を「44,600」に、「65,400」を「68,700」に、「85,200」を「89,500」に、「37,100」を「39,000」に、「48,000」を「50,400」に、「60,000」を「63,000」に、「92,700」を「97,300」に、「120,000」を「126,000」に、「185,000」を「194,000」に、「239,000」を「251,000」に、「1,740」を「1,830」に、「2,840」を「2,980」に、「3,500」を「3,680」に、「5,680」を「5,960」に、「6,980」を「7,330」に、「10,800」を「11,300」に、「14,200」を「14,900」に、「17,400」を「18,300」に、「28,400」を「29,800」に、「35,000」を「36,800」に、「56,800」を「59,600」に、「69,800」を「73,300」に改め、同項第2号の表中「210」を「220」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に改め、別表第2項の表中「3,500」を「3,680」に、「4,690」を「4,920」に、「5,890」を「6,180」に、「2,390」を「2,510」に、「4,150」を「4,360」に、「1,510」を「1,590」に、「1,740」を「1,830」に、「2,070」を「2,170」に改め、別表第3項の表中「320」を「340」に、「160」を「170」に、「100」を「110」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第128号

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「600」を「630」に、「760」を「800」に、「820」を「860」に、「1,080」を「1,130」に改め、別表第2項の表中「3,500」を「3,680」に、「430」を「450」に、「4,300」を「4,500」に、「5,240」を「5,500」に、「650」を「680」に、「6,500」を「6,800」に改め、別表第3項第1号の表中「2,720」を「2,860」に、「3,380」を「3,550」に、「4,150」を「4,360」に、「5,450」を「5,720」に、「6,100」を「6,410」に、「6,880」を「7,220」に、「8,180」を「8,590」に改め、同項第2号の表中「210」を「220」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に改め、別表第4項の表中「1,420」を「1,490」に、「2,070」を「2,170」に、「2,720」を「2,860」に改め、別表第5項の表中「1,300」を「1,370」に、「270」を「280」に、「1,520」を「1,600」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第129号

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「10,500」を「11,000」に、「21,000」を「22,100」に、「73,500」を「77,200」に、「42,000」を「44,100」に、「105,000」を「110,000」に、「210,000」を「221,000」に改め、同項第2号の表中「530」を「560」に、「5,300」を「5,600」に、「630」を「660」に、「6,300」を「6,600」に、「840」を「880」に、「8,400」を「8,800」に、「1,050」を「1,100」に、「10,500」を「11,000」に、「1,260」を「1,320」に、「12,600」を「13,200」に、「1,470」を「1,540」に、「14,700」を「15,400」に、「420」を「440」に、「

500

」を「

530

」に、「670」を「700」に、「1,010」を「1,060」に、「1,180」を「1,240」に改め、同項中注10を注11とし、注9を注10とし、注8を注9とし、注7を注8とし、注6を注7とし、注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注2として次のように加える。

2 県外居住者が貸切り使用をする場合は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

別表第2項第1号の表中「6,000」を「6,300」に、「9,270」を「9,730」に、「12,000」を「12,600」に、「18,500」を「19,400」に、「23,900」を「25,100」に、「42,500」を「44,600」に、「65,400」を「68,700」に、「85,200」を「89,500」に、「37,100」を「39,000」に、「48,000」を「50,400」に、「60,000」を「63,000」に、「92,700」を「97,300」に、「120,000」を「126,000」に、「185,000」を「194,000」に、「239,000」を「251,000」に改め、同項第2号の表中「210」を「220」に、「330」を「350」に、「480」を「500」に改め、別表第3項第1号の表中「740」を「780」に、「530」を「560」に改め、同項第2号の表中「2,070」を「2,170」に、「3,380」を「3,550」に、「4,040」を「4,240」に、「1,200」を「1,260」に、「1,740」を「1,830」に、「1,960」を「2,060」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第129号 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

議第130号

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「2,950」を「3,100」に、「4,360」を「4,580」に、「5,890」を「6,180」に、「8,730」を「9,170」に、「15,200」を「16,000」に、「21,700」を「22,800」に、「12,000」を「12,600」に、「17,400」を「18,300」に、「29,500」を「31,000」に、「43,600」を「45,800」に、「58,900」を「61,800」に、「87,300」を「91,700」に改め、同項第2号の表中「210」を「220」に、「270」を「280」に、「380」を「400」に改め、別表第2項の表中「4,250」を「4,460」に、「6,100」を「6,410」に、「8,520」を「8,950」に、「12,000」を「12,600」に、「17,400」を「18,300」に、「35,000」を「36,800」に、「49,000」を「51,500」に、「69,800」を「73,300」に、「16,300」を「17,100」に、「23,900」を「25,100」に、「98,200」を「103,000」に、「142,000」を「149,000」に、「196,000」を「206,000」に、「284,000」を「298,000」に改め、別表第3項第1号の表中「4,360」を「4,580」に、「6,440」を「6,760」に、「8,730」を「9,170」に、「13,000」を「13,700」に、「26,100」を「27,400」に、「39,200」を「41,200」に、「17,400」を「18,300」に、「53,400」を「56,100」に、「77,400」を「81,300」に、「107,000」を「112,000」に、「152,000」を「160,000」に、「2,170」を「2,280」に、「3,270」を「3,430」に、「10,700」を「11,200」に、「21,700」を「22,800」に、「22,900」を「24,000」に、「44,600」を「46,800」に、「43,600」を「45,800」に、「89,500」を「94,000」に、「5,450」を「5,720」に、「7,090」を「7,440」に、「7,740」を「8,130」に、「9,390」を「9,860」に、「14,200」を「14,900」に、「18,500」を「19,400」に、「27,200」を「28,600」に、「35,000」を「36,800」に、「15,200」を「16,000」に、「54,500」を「57,200」に、「70,900」を「74,400」に、「108,000」を「113,000」に、「142,000」を「149,000」に、「52,400」を「55,000」に、「87,300」を「91,700」に、「103,000」を「108,000」に、「174,000」を「183,000」に、「217,000」を「228,000」に改め、同項第2号の表中「270」を「280」に、「2,700」を「2,800」に、「330」を「350」に、「3,300」を「3,500」に、「480」を「500」に、「4,800」を「5,000」に、「380」を「400」に、「3,800」を「4,000」に、「430」

を「450」に、「4,300」を「4,500」に、「650」を「680」に、「6,500」を「6,800」に改め、別表第4項の表中「540」を「570」に、「820」を「860」に、「1,080」を「1,130」に、「1,630」を「1,710」に、「2,170」を「2,280」に、「2,720」を「2,860」に、「4,040」を「4,240」に、「5,450」を「5,720」に、「2,610」を「2,740」に、「3,920」を「4,120」に、「5,240」を「5,500」に、「7,860」を「8,250」に、「10,500」を「11,000」に、「13,000」を「13,700」に、「19,600」を「20,600」に、「26,100」を「27,400」に、「39,200」を「41,200」に、「52,400」を「55,000」に改め、別表第5項の表中「1,300」を「1,370」に、「210」を「220」に、「1,960」を「2,060」に、「1,520」を「1,600」に、「270」を「280」に改め、別表第6項第1号の表中「1,200」を「1,260」に、「1,740」を「1,830」に改め、同項第2号の表中「2,390」を「2,510」に、「3,500」を「3,680」に、「4,690」を「4,920」に、「1,200」を「1,260」に改め、同項第3号の表中「2,510」を「2,640」に、「3,810」を「4,000」に、「5,010」を「5,260」に、「1,300」を「1,370」に、「1,960」を「2,060」に改め、同項第4号の表中「1,300」を「1,370」に、「1,960」を「2,060」に、「2,290」を「2,400」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第131号

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「350」を「370」に、「410」を「430」に、「580」を「610」に、「260」を「270」に、「530」を「560」に、「320」を「340」に、「930」を「980」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第132号
滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

議第132号

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「190」を「200」に、

同	270
---	-----

を

同	280
---	-----

に、「170」を「180」に、「230」を「240」に、「140」を「150」

に、「700」を「740」に、「820」を「860」に、「480」を「500」に、「380」を「400」

に、「2,840」を「2,980」に、

1本2時間につき	270
----------	-----

を

280

に、「1,420」を「1,490」に、「3,270」を「3,430」に改め、別表第2項の

表中「1,300」を「1,370」に、「210」を「220」に、「1,520」を「1,600」に、「270」

を「280」に改め、別表第3項の表中「1,420」を「1,490」に、「1,960」を「2,060」に、

「2,510」を「2,640」に、「920」を「970」に、「1,200」を「1,260」に改め、別表注3

中「(10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。)」を削る。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第133号

滋賀県立比良山岳センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立比良山岳センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立比良山岳センターの設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,300」を「1,370」に、「330」を「350」に、「2,070」を「2,170」に、「430」を「450」に改め、別表第2項第1号の表中「1,740」を「1,830」に、「2,840」を「2,980」に、「3,500」を「3,680」に、「5,680」を「5,960」に、「12,000」を「12,600」に、「18,500」を「19,400」に、「6,980」を「7,330」に、「10,800」を「11,300」に、「17,400」を「18,300」に、「28,400」を「29,800」に、「35,000」を「36,800」に、「56,800」を「59,600」に改め、同項第2号の表中「430」を「450」に、「650」を「680」に、「980」を「1,030」に改め、別表第3項の表中「1,300」を「1,370」に、「1,740」を「1,830」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第134号

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「7,850」を「8,240」に、「12,000」を「12,600」に改め、別表第2項の表中「210」を「220」に、「380」を「400」に、「270」を「280」に、「480」を「500」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第135号

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,630」を「1,710」に、「2,170」を「2,280」に、「3,260」を「3,420」に、「3,270」を「3,430」に、「4,360」を「4,580」に、「6,530」を「6,860」に、「9,820」を「10,300」に、「13,000」を「13,700」に、「19,600」を「20,600」に、「6,540」を「6,870」に、「8,730」を「9,170」に、「13,100」を「13,800」に、「26,100」を「27,400」に、「39,300」を「41,300」に改め、別表第2項の表中「160」を「170」に、「210」を「220」に、「270」を「280」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第136号

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）

の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,360,000」を「1,430,000」に、「71,000」を「75,000」に、「94,000」を「99,000」に、「118,000」を「124,000」に、「679,000」を「713,000」に、「775,000」を「814,000」に、「40,000」を「42,000」に、「54,000」を「57,000」に、「67,000」を「70,000」に、「388,000」を「407,000」に、「662,000」を「695,000」に、「97,000」を「102,000」に改め、別表第2項中「1,420円」を「1,490円」に改め、同表第3項中「650円」を「680円」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議第136号
滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

議第137号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター建設工事
- 2 契約金額 2,523,000,000 円
- 3 契約の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
理事長 石川 忠 男

議第137号 契約の締結につき議決を求めることについて

議第138号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事 |
| 2 契約金額 | 2,700,000,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
理事長 石川忠男 |

議第139号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および取得予定価格

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 財産の種類 | 備品 |
| 2 | 取得物品および数量 | ヘリコプターテレビシステム機上設備一式 |
| 3 | 取得予定価格 | 179,550,000円 |
| 4 | 取得の目的 | ヘリコプターテレビシステム |

(参 考)

取得の相手方 大阪府吹田市広芝町9番6号
池上通信機株式会社大阪支店
支店長 安 田 智

議第140号

大津市の中核市の指定に係る申出に同意することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

大津市の中核市の指定に係る申出に同意することにつき議決を求めることについて
大津市から総務大臣に対する中核市の指定に係る申出をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の24第2項の規定により同意を求められたので、これに同意することにつき、同条第3項の規定に基づき、議決を求める。

議第141号

滋賀県産業振興新指針の改定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県産業振興新指針の改定につき議決を求めることについて

滋賀県産業振興新指針を別冊滋賀県産業振興新指針のとおり改定することにつき、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成17年滋賀県条例第37号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

議第142号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年6月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成20年4月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第4号中「および県内に事務所、事業所または寮等を有する法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めのあるもの（第4項に規定するものを除く。以下第29条において同じ。）」を削り、同条第3項中「法人税法第2条第6号の公益法人等（）」を「公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等ならびに）」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第4項中「含む」を「含む。以下県民税について「人格のない社団等」という」に、「中法人に関する規定」を「の規定」に改める。

第17条の2第3項の表中「第4号」を「第5号」に改める。

第29条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項を次のように改める。

法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる法人 年額 20,000円

ア 法人税法第2条第5号の公共法人および第17条第3項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）

イ 人格のない社団等

ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（アおよびイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令第6条の23の2に定めるところにより算定した金額）をいう。以下同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびウに掲げる法人を除く。以下この項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの 年額 50,000円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの 年額 130,000円

(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの 年額 540,000円

(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの 年額 800,000円
第29条第2項中「もしくは第4号」を削る。

第30条（見出しを含む。）、第31条（見出しを含む。）、第32条（見出しを含む。）、第33条の見出しならびに同条第1項および第3項ならびに第34条の見出しおよび同条第1項中「法人等」を「法人」に改める。

第35条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「法人等」を「法人」に改め、同項第4号中「法人」を「特定非営利活動法人」に改め、同項第5号を削り、同条第2項中「法人等」を「法人」に改める。

第39条第2項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「もしくは」を「または」に改め、「または住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に定めるもの」および「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同条第10項中「第7項後段」を「第6項後段」に、「第8項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業および同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平

成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。)を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項または第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業または旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)に改め、同項を同条第10項とし、同条中第12項を第11項とする。

第39条の2第9項中「もしくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第6条第1項第2号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付け」を削り、同条第16項中「もしくは第96条の4または独立行政法人緑資源機構法第16条第2項もしくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項」を「または第96条の4」に、「準用する土地改良法」を「準用する同法」に、「土地改良法」を「同法」に改める。

第39条の12第1項第4号を削る。

第39条の15第2項、第39条の16第7項、第39条の16の2第7項および第39条の16の4第7項中「第39条第9項」を「第39条第8項」に改める。

第39条の16の6第1項中「土地改良区または独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「もしくは第53条の3の2第1項の規定または独立行政法人緑資源機構法第16条第2項もしくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用するこれら」を「または第53条の3の2第1項」に改め、同条第2項中「(独立行政法人緑資源機構法第16条第2項または同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「土地改良法第53条の3の2第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第3項中「もしくは独立行政法人緑資源機構」を削り、同条第8項中「第39条第9項」を「第39条第8項」に改める。

第39条の17第7項中「第39条第9項」を「第39条第8項」に改める。

第39条の19第1項第6号および第114条の12第1項第5号中「法人が」を「特定非営利活動法人が」に改める。

付則第5条の4第3項中「申告書(」を「県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(」に、「市町民税に関する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「場合」の右に「(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時まで県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。)」を加える。

付則第7条の4第1項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「もしくは家屋」を「または家屋」に改め、「もしくは住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定

するものまたは住宅を購入して譲渡する者で同条第3項に規定するもの」および「もしくは同条第3項本文の規定または当該住宅の用に供する土地に係る第39条の12第1項第4号」を削り、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第2項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

付則第8条第1項中「場合」の右に「(当該家屋を第39条の2第9項に規定する貸付けを受けて取得した場合にあつては、当該交付を受けた額が当該貸付けを受けた額を超える場合に限る。)」を加え、「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成22年3月31日まで」に改め、「(当該家屋の取得が第39条の2第9項の規定に該当する場合で当該交付を受けた額が同項に規定する貸付けを受けた額を超えないときは、価格に当該家屋の取得価額に対する当該交付を受けた額の割合を乗じて得た額の5分の2に相当する額)」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同項の規定は、適用しない。

付則第8条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、同条第6項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条第9項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を削り、同条第13項中「平成20年3月31日までの間」を「平成22年3月31日まで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項から第16項までを2項ずつ繰り上げ、同条第17項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「独立行政法人都市再生機構が」の右に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律第16条第1項に規定する認定中心市街地または都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において」を加え、「平成20年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第20項から第24項までを2項ずつ繰り上げ、第25項を削り、第26項を第23項とし、第27項を第24項とし、同条に次の5項を加える。

25 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画に定められた同条第2項第2号に掲げる医療連携体制に関する事項に従って周産期医療を提供する同法第1条の2第2項に規定する医療提供施設の開設者が当該周産期医療のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

26 中心市街地の活性化に関する法律第16条第1項に規定する認定中心市街地または都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域もしくは同法第46条第1項に規定する

都市再生整備計画の区域内において中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物または建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の3イもしくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅以外の用途で政令で定めるものに供する家屋（当該家屋の敷地の用に供する土地の面積が500平方メートル以上であるものに限る。）が新築された場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第6項、第9項、第10項、第14項、第20項または第21項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除する。

27 昭和62年4月1日において日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団が所有していた土地の上に日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第22条の規定により日本国有鉄道から承継した家屋（昭和62年3月31日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和61年法律第94号）第1条の規定による改正前の法第348条第2項第2号の規定の適用があつたものに限る。以下この項において「承継家屋」という。）を所有していた場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第13条第1項第3号の業務に基づき、日本貨物鉄道株式会社が平成22年3月31日までに当該承継家屋に対応する家屋を取得したときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該承継家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（当該承継家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、総務省令で定める額）を価格から控除する。

28 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第5条第1項に規定する協議会の構成員（民法第34条の法人に限る。）が、文化財保護法（昭和24年法律第214号）の規定によつて重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物もしくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋もしくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第58条第1項に規定する登録有形文化財、同法第90条第3項に規定する登録有形民俗文化財もしくは同法第133条に規定する登録記念物である家屋もしくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第144条第1項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で政令で定めるものもしくは当該家屋の敷地の用に供されている土地または旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された家屋もしくは当該家屋の敷地の用に供されている土地を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

29 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第 号）第10条第2号に規定する認

定長期優良住宅である住宅の新築を平成22年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第 号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

付則第9条の2第3項中「付則第8条第3項」を「付則第8条第2項」に、「付則第9条第4項第1号」を「前条第4項第1号」に、「付則第9条第4項の」を「前条第4項の」に改める。

付則第9条の3中「付則第8条第3項」を「付則第8条第2項」に改める。

付則第9条の4中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

付則第10条の3第1項中「（電気）」を「（電気自動車（電気）」に、「附則第5条第1項に規定するもの、」を「附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（」に、「同条第2項に規定するもの」を「施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第3項に規定するものおよび」を「施行規則附則第5条第3項に規定するものおよび」に改め、同項第1号中「平成7年3月31日」を「平成9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同条第3項中「総務省令で定める許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの」に改め、同条第4項中「電気自動車等およびエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定に

より平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

付則第10条の3第6項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上」に改め、「およびエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第8項に規定するもの（第4項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改める。

付則第11条第1項中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第5項中「平成20年5月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第6項中「100分の120」を「100分の125」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第35号）の施行の日の翌日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第7項中「100分の110」を「100分の115」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第35号）の施行の日の翌日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この条において同じ。）の取得（第2項から第4項まで、第6項または第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第35号）の施行の日の翌日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第114条の4および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

- (1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定

めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車であるもので、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

付則第11条の2第2項中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付則第11条の3の次に次の1条を加える。

(狩猟税の税率の特例)

第11条の4 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

(2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

付則第14条の2第2項中「および」を「ならびに」に、「に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第1項）」を「ならびに第37条の14の3第1項および第2項に規定する交付を受ける金額（これらの規定により同法第37条の10第1項）」に改める。

付則第14条の3第1項中「および第6項」を削り、「、第4項」を「および第4項」に改め、同条第2項中「。第7項において同じ」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 第3項の規定の適用がある場合における付則第14条の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（付則第14条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

付則第14条の3第6項および第7項を削る。

付則第16条第1項中「法人等（第29条第1項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）」を「法人」に改め、同条第2項中「第52条第2項第1号から第2号まで」を「第52条第2項各号」に改め、同条第3項中「法人等」を「法人（第17条第4項において法人とみなされる

ものを含む。以下この条において同じ。)」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「法人等」を「法人」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 付則第8条に5項を加える改正規定(同条第28項に係る部分に限る。) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)の施行の日
 - (2) 付則第8条に5項を加える改正規定(同条第29項に係る部分に限る。) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第 号)の施行の日
(個人の県民税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の滋賀県税条例(以下「旧条例」という。)付則第14条の3第6項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項および同条第7項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第6項中「平成21年3月31日」とあるのは「滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成20年滋賀県条例第35号)の施行の日の前」と、「租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行う者に限る。)」とする。
- 4 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例付則第14条の3第5項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「および第14条の2の3の規定の適用について」と、「同条第1項」とあるのは「付則第14条の2第1項」と、「とする」とあるのは「と、付則第14条の2の3第1項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(付則第14条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする」とする。
(法人の県民税に関する経過措置)
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 旧条例第17条第1項第4号に規定する法人でない社団または財団に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 7 新条例第29条の規定(同条第1項第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成20年

度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号に掲げる公共法人等に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成20年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 9 新条例第39条第2項の規定は、施行日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第39条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構または同項に規定する地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条の2の2第2項に定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
- 10 新条例第39条の2第9項の規定は、適用日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第6条第1項第2号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付けを受けて適用日前に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 11 適用日前の旧条例第39条の12第1項第4号に該当する場合における当該土地の取得および旧条例付則第8条第25項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 12 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- （自動車取得税に関する経過措置）
- 13 次項に定めるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 14 新条例付則第11条第1項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 15 新条例付則第11条の2第2項の規定は、適用日以後に滋賀県税条例第115条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もし

くは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは同条例第116条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入（以下この項において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合または適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第115条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合または適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

- 16 新条例付則第11条の4の規定は、平成20年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。